

<参考>便宜上、目次を最初に表示していません。表紙は3ページ目にあります。

<操作>下線部をクリックすると該当ページにジャンプします。「Tab」キーを押すと目次に戻ります。

目 次

はじめに	3
1. 行事計画等	
(1) <u>学習案内の見方・読み方</u>	5
(2) <u>学生への連絡方法等</u>	5
(3) <u>教務関係日程表</u>	6
2. 履修に関する基本的事項	
(1) <u>授業時間帯・窓口受付時間・授業時間及びセメスター、履修基準表</u>	9
(2) <u>履修科目の登録手続き</u>	10
(3) <u>試験及び成績</u>	11
(4) <u>履修登録の上限（Cap制度）</u>	13
(5) <u>履修登録撤回制度</u>	13
(6) <u>未完了</u>	14
(7) <u>再修得制度</u>	14
(8) <u>シラバス</u>	14
(9) <u>オフィスアワー</u>	15
(10) <u>アドバイザー教員</u>	16
(11) <u>長期履修学生制度</u>	16
3. カリキュラムと授業科目	
(1) <u>カリキュラムの構造</u>	17
(2) <u>自己デザイン領域の履修</u>	18
● 教養演習、キャリア形成論	
(3) <u>共通領域の履修</u>	19
● 現代教養科目、外国語科目、情報教育科目、健康・運動科目	
(4) <u>専門領域の履修</u>	26
● モデルと学類所属、モデルの紹介、専門領域における履修上の注意、 モデル専門科目、基礎演習、専門演習、卒業研究	
(5) <u>自由選択領域</u>	32
(6) <u>転モデル</u>	33
(7) <u>現代教養コースにおける科目の計上</u>	33
● 「60単位」枠について	
(8) <u>履修基準表</u>	39
● 現代教養コース履修基準表	
4. <u>特修プログラム、取得できる資格</u>	41

5. <u>他大学および大学以外の教育施設等における学修の既修得単位の認定</u>	43
6. <u>大学間交流協定に基づく学生派遣について</u>	45
7. 諸手続き	
(1) <u>証明書の発行手続き</u>	49
(2) <u>休退学等の届出</u>	49
8. 関係規程等	
(1) <u>福島大学学群規則</u>	51
(2) <u>福島大学人文社会学群夜間主コース規程</u>	53
(3) <u>福島大学試験規則</u>	57
● <u>【追試験を認める場合の運用について】</u>	
● <u>学生受験心得</u>	
● <u>不正行為に該当する行為について</u>	
● <u>「公欠」についての申し合わせ</u>	
● <u>「未完了」手続きの許可に関する運用について</u>	
(4) <u>福島大学単位認定規程</u>	64
● <u>英語に係る技能審査の単位認定に関する要項</u>	
● <u>英語の語学研修に係る学修の単位認定に関する要項</u>	
● <u>英語以外の外国語に係る技能審査の単位認定に関する要項</u>	
● <u>英語以外の外国語の語学研修に係る学修の単位認定に関する要項</u>	
● <u>簿記に係る技能審査の単位認定に関する要項</u>	
(5) <u>福島大学人文社会学群夜間主コース卒業研究取扱要項</u>	72
(6) <u>福島大学人文社会学群夜間主コース長期履修学生に関する取扱規則</u>	73
(7) <u>福島大学人文社会学群夜間主コース長期履修学生に関する運営細則</u>	75
9. 資 料	
(1) 教員電話番号表	77
(2) <u>学内配置図</u>	80
● 福島大学案内図	
● 共通講義棟配置図・総合情報処理センター配置図	
(3) <u>科目一覧・時間割</u>	83
● 科目一覧	
自己デザイン領域科目（基本科目、キャリア創造科目）、共通領域科目（外国語科目、情報教育科目、健康・運動科目、現代教養科目）、専門領域科目（専門科目、基礎演習、専門演習、卒業研究）	
● <u>Cap から除外される科目について</u>	
● <u>現代教養コースにおける「開放科目」の履修方法について</u>	
● <u>開放科目一覧（人間発達文化学類・行政政策学類・経済経営学類・共生システム理工学類）</u>	
● 「現代教養コース時間割」（別刷）	



福島大学 現代教養コース(人文社会学群夜間主コース)

2018年度
平成30年度

学習案内

Course of Liberal Arts for Modern Society

表紙イラスト：福島大学教育学部美術研究会

はじめに

「現代教養コース」は、人文社会学群の「夜間主コース」として設置されたものです。このコースで学ぶに当たり、皆さんには、このコースの設置の趣旨について理解していただきたいと思います。そこではじめに、今述べた「現代教養」と「夜間主」という、このコースを表す二つのキーワードに込められた意味について説明します。

この現代教養コースと昼間のコースとの最も大きな相違点は、このコースが社会人を対象にしたコースだという点です。つまり、学生としての立場だけではなく、職業に就きながら、あるいは社会人として生活しながら学ぶ意思を持った人の学びの場として考えられたコースであるという点です。

もちろん、いずれのコースも、大学生としてふさわしい「教養」を身に付けるという点で違いがあるわけではありません。「教養」という言葉は、さまざまな意味で用いられますが、ここで私たちが意図している「教養」とは、単なる専門的な知識や技能を習得するだけではなく、それを現在の社会や歴史の文脈に結びつけて理解し、活用する力です。

ただ、そのような意味での教養を身に付ける方法において、社会人のコースに、昼間コースとは若干の違いを設けました。それは、生活や職業の実体験を通じて感じた一人ひとりの学びへの要求をできるだけ尊重したいということです。このため、自分の判断で学ぶ内容を設計することができるように、昼間コースに比べて履修基準を緩やかに設定しました。また、福島大学が提供している豊富な授業科目を利用してもらうために、一定の制限はありますが、昼間開講科目も受講できるようにしました。これが、「夜間主」と命名した所以です。更に、教養科目として開講されている「現代教養科目」は、昼間に開講されている教養科目（「広域選択科目」）に比べて、人文科学・社会科学・自然科学といった既存の学問体系にこだわらない科目構成にしているという特徴があります。

このように、生活や職業という実体験をもとにした主体的な学びを保障する仕組み、これが人文社会学群夜間主コースとして設置された「現代教養コース」です。こうした学びの仕組みによって得られる教養、すなわち、職場や地域社会において直面している課題を解決していく教養、人間性を探求する生きがいとしての教養こそが、現在の社会人が大学に求める「現代的教養」だと考えました。

1年次は、人文社会学群の学生として共通の学習をしますが、2年次からは、「文化教養モデル」、「法政策モデル」、「コミュニティ共生モデル」、「ビジネス探究モデル」、の四つのモデルに所属し、それぞれの目的に沿った学習をすることになります。いずれも人文・社会科学系のモデルですが、理工学群の科目の一部を受講することもできますので、ぜひ「文理融合」の広い視野を基盤とした教養を身に付けてほしいと願っています。

社会人という立場と学生という立場とを両立させることは、一面で厳しさを伴いますが、他方では、生活の実体験に基づいて学習を深めるという強みがあります。厳しさに対しては、大学として可能な限りの便宜を図るつもりです。皆さんには、是非とも社会人として学ぶ強みの方を積極的に活かして、有意義な学生生活を送っていただきたいと願っています。

1. 行事計画等

- (1) 学習案内の見方・読み方
- (2) 学生への連絡方法等
- (3) 教務関係日程表

1. 行事計画等

(1) 学習案内の見方・読み方

この学習案内には、福島大学の教育システムと現代教養コースの理念、年間行事の概要、履修登録の方法、教室の配置など、授業を受けるにあたって必要な事項が多方面にわたって書かれています。

また、この学習案内は入学時のみ配付されます。卒業時まで大切に保管してください。

まず、「2. 履修に関する基本的事項」により一般ルールを確認した上で、「3. (1)カリキュラムの構造」等を読んで福島大学の現代教養コースの理解を深め、自分が今年受けるべき科目を選択し、自分専用の時間割を作って行きましょう。具体的な科目と履修方法は、「3. カリキュラムと授業科目」、「9. 資料(3)科目一覧・時間割」で確認してください。

「教務関係日程表」がありますから、どの時期にどんな手続きが必要か事前に確認してください。行事予定は変更になる場合もありますので、必ず掲示板等でその週の行事・教室変更・休講等を確認する習慣を身に付けてください。また、関係諸規程、学内配置図等の資料も掲載してありますので、利用してください。

実際の学生生活での疑問点・ご意見等は、教務担当窓口、2年次生以降は各モデルに対応する学類担当の窓口や「アドバイザー教員(教養演習・基礎演習・専門演習の担当者)」にたずねてください。

※ 最終的には自分自身の責任で卒業や資格取得に努めなければなりませんので、十分に注意してください。

(2) 学生への連絡方法等

学生に対する全ての諸連絡は掲示による周知が基本になります。なお、休講・補講等、一部の情報はライブキャンパス(2. 履修に関する基本的事項(8)シラバスを参照)により閲覧できます。外部からの学生呼び出し等については、放送設備等の手段がありませんので、応じることができません。

また、休講や授業に関わる就学上の全ての案内は「学習案内」に記載する他、掲示により周知することになりますので、**毎日掲示板を見る習慣を身に付け、見落とすことのないように注意してください。電話による質問や問合せには、こたえられませんので、その点も注意してください。**

「現代教養コース」の掲示板に諸連絡を掲示するほか、2年次以降の昼間開講授業については、各学類の掲示板で確認することになります。

2. 履修に関する基本的事項

- (1) 授業時間帯・窓口受付時間・授業時間及びセメスター、履修基準表
- (2) 履修科目の登録手続き
- (3) 試験及び成績
- (4) 履修登録の上限（Cap制度）
- (5) 履修登録撤回制度
- (6) 未完了
- (7) 再修得制度
- (8) シラバス
- (9) オフィスアワー
- (10) アドバイザー教員
- (11) 長期履修学生制度

2. 履修に関する基本的事項

(1) 授業時間帯・窓口受付時間・授業時間及びセメスター、履修基準表

① 授業時間帯

	月～金曜日	土曜日
1時限	8:40～10:10	
2時限	10:20～11:50	
昼休み	11:50～13:00	
3時限	13:00～14:30	13:00～14:30
4時限	14:40～16:10	14:40～16:10
5時限	16:20～17:50	16:20～17:50
6時限	18:00～19:30	18:20～19:50
7時限	19:40～21:10	

※夜間主コースの授業は、通常、6・7時限に行われます。

※土曜日は、通常、3・4時限を利用して行われます。

※ただし、正規試験期間・補講期間の授業時間帯は次のとおりとします。

	月～金曜日	土曜日
1時限	8:40～10:10	
2時限	10:25～11:55	
3時限	12:45～14:15	13:15～14:45
4時限	14:30～16:00	15:00～16:30
5時限	16:15～17:45	16:45～18:15
6時限	18:00～19:30	18:45～20:15
7時限	19:45～21:15	

※正規試験の試験会場・試験室は授業の場合と異なることがありますので掲示に注意してください。

※教務担当の「窓口受付時間」は次の通りです。

月曜日～金曜日 9：00～12：30 13：30～17：00
(土日を除く) 17：00～20：30 (夜間主コース生のみ)

② 授業時間

授業は通常 90 分単位で行われ、これを 1 コマ (時限) の授業と呼んでいます。大学の単位の計算基準は「大学設置基準」に定めがあり、講義や演習は 15～30 時間、実験や実習では 30～45 時間で 1 単位としています。本学では、講義科目の場合この 1 コマの授業を「2 時間」として計算し、半期 15 週、総授業時間数 30 時間で 2 単位としています。毎回の授業には当然、予習・復習・レポート作成等、授業時間外での学習時間が必要であり、このことも含んだ上での単位計算であることを十分理解してください。

③ セメスター

行事予定 (教務関係日程表) において「前期」(4～9 月)、「後期」(10～3 月)と区分されていますが、前期または後期の授業期間を「セメスター」と呼んでいます。各セメスターは独立しており、それぞれにおいて、履修登録し、必要な時間授業を受け、試験等により評価を受け、単位を修得します。

在学しなければならない 4 年間は、計 8 セメスターとなります。

④ 履修基準表

履修基準表とは、卒業するために必要な単位数 (卒業要件単位、あるいは要卒単位と言う) について、領域区分毎にその単位数、標準履修年次等を定めたものです。現代教養コースについては、「福島大学人文社会学群夜間主コース規程」の別表 1 として定められており、この学習案内では、「現代教養コース履修基準表」として掲載してあります。

(2) 履修科目の登録手続き

- ① 単位の認定を受ける全ての授業科目は、定められた期間に「ライブキャンパス」上から受講科目の登録をしなければなりません。(「履修登録」といいます。)

登録をしない科目は、たとえ授業に出席していても単位の修得はできず、結果として卒業時期の延期を余儀なくされるケースが生じてしまいます。履修登録は、単位修得上の最も重要な契約事項ですので注意してください。登録方法の詳細は、履修登録期間に教務担当窓口でマニュアルを置きますので、それをご覧ください。登録の時期は授業期間に合わせ、毎年度 2 回行われます (教務関係日程表で確認してください。締め切り厳守のこと。)。登録できる単位数は、

セメスターごとに上限が定められていますので、4年間を見据えた計画的な履修計画を立てることが必要となります。自らの意思で自発的なカリキュラムを組むことが大学生として求められる責務です。なお、各特修プログラム修得及び各種資格修得に関わる単位を修得しようとする場合は、要卒単位を超えて単位の修得が必要となる場合がありますので、更に綿密なカリキュラムの設定が必要となります。

- ② 昼間開講の授業科目は教室の収容人員の都合上、受講者数を調整する科目があります。その詳細は「各学類の学習案内」に記載されており、掲示によりその手続きを指示しますので、必ずこの手順を踏んでください。
- ③ 同一時間帯に開講する科目を同時に履修（二重履修）することは認められません。
- ④ 毎週開講する科目ではなく、夏季休業期間等の一定期間に連続して開講する授業（集中講義）の履修登録にあたっては、登録画面表示が異なりますので、見落としのないように特に注意が必要になります。
- ⑤ 授業科目の履修にあたっては、出席時数を単位認定や試験等の参加要件とする場合がありますので、「ライブキャンパス」のシラバスや授業時に提示される詳細なシラバス等の指示内容にも留意してください。

(3) 試験及び成績

① 単位の認定

履修科目の単位は、試験等により所定の水準に達したと判断されたときに認定されます。成績の評価は、試験、レポート、出席状況、日常の学習活動など、さまざまな方法によって行われます。具体的には、各授業科目のシラバスを参照してください。

② 試験について

試験には、試験規則に則り行われる「正規試験」と、担当教員の判断で随時行われる「平常試験」とがあります。正規試験は、行事予定表（教務関係日程表を参照）に記載されている期間に実施されます。正規試験の時間割は、試験期間開始の1週間前に発表されますが、通常の授業の曜日・時間帯・教室等と異なりますので十分注意してください。また、発表後に教室や実施日が変更になる場合もありますので、試験中の掲示は特に注意してください。

さらに、以下の事項にも留意してください。

- ア) 病気その他やむを得ない事情により正規試験を受験できなかった場合は、追試験を認めることがあります。病気の場合は医師の診断書、交通機関の遅延の場合は遅延証明書が必要となります。
- イ) 不正行為（カンニング等）を行った場合、当該科目だけでなく、そのセメスターの全ての履修登録が取り消しになるほか、学則に基づき懲戒処分を受けることになります。
- ウ) 学生証を携帯しなければ正規試験を受験することはできません。

③ レポートについて

レポートを提出する場合は、以下の事項に留意してください。

締切り後の提出は認められませんので、提出期限を確認の上、余裕をもって作成してください。提出時間は窓口受付時間内とします。

レポートは、ワープロまたはペン書きで作成し、ステープラー等で綴じて提出してください。レポートの記載事項及び提出方法については、担当教員の指示に従ってください。

④ 成績について（GPA制度について）

本学における成績は、5段階の評価（A、B、C、D、及びF）に基づいて行われます。この5段階の評価にはそれぞれグレードポイント（GP）が与えられます（下表参照）。望ましい水準に達していれば、C以上の評価が与えられます。

	評価	基 準	GP
合 格	A	きわめて優秀	4
	B	優秀	3
	C	望ましい水準に達している	2
	D	望ましい水準に達していないが、不合格ではない	1
不 合 格	F	不合格	0

$$\text{GPA (Grade Point Average)} = \frac{\text{(取得した各科目の単位} \times \text{Grade Point) の総和}}{\text{履修登録した科目の総単位数}}$$

GPA (Grade Point Average) とは、上の式で計算される1単位あたりのGPの平均値のことです。みなさんの「学習の質」を表す指標といっても良いでしょう。Semesterごとの成績交付や成績証明書に記載されるほか、このGPAに基づいてさまざまな履修指導がなされます。「望ましい水準」を示すCグレード(2ポイント)以上を目指して学習してください。

GPAの計算式を見ればわかるように、単位数の取得のみにこだわって多くの科目の履修登録を行っても、それぞれの学習が不十分でDやFの評価が多くなると、GPAは下がります。次に説明するCap制度とは、このようなことを防ぐために設定された制度です。また、履修登録撤回制度、未完了の手続きは、GPAが下がることを防ぐために設けられた仕組みです。これらのことを十分理解し、アドバイザー教員とよく相談して、計画的な学習をこころがけてください。

Cグレード(望ましい水準)を達成するための具体的要件は、シラバスにおいて明示されます。なお、本学の責任ですべてを評価できない科目については、GPによる評価は行いません。共通領域の英語以外の外国語における外部検定試験による単位認定などがそれに相当します。これらの科目はGPAの算出から除外されます。

成績は、ライブキャンパスで確認します。各Semesterの成績発表日以降に当該セ

メスター分が追加されますので各自必ず確認してください。なお、紙での交付は行っていませんので留意してください。成績の確認は、メンテナンス期間を除き随時可能です。

成績評価について不服がある場合には、セメスターごとの所定の期間内に申立てをすることができます。不服申立ては、ライブキャンパスにより行います。申請方法等詳細は、掲示によりお知らせします。

この「不服申立て」に対しては当該授業科目の担当教員が個別に対応します。ただし、非常勤講師担当の授業科目にかかわる「不服申立て」については教務担当窓口で対応します。

成績に対する不服は、単に自分が期待した評価が得られなかったというだけでは、申し立てることはできません。「不服申立て」にあたっては、シラバスの成績評価基準による自己採点と得られた成績評価との間に明らかにギャップがあるなど、不服申し立てを行うに足る合理的な根拠を明確に説明することが必要です。要件を満たさない申し立ては不許可となります。

(4) 履修登録の上限 (Cap 制度)

本学では、単位取得に必要な予習・復習の時間を確保するため、各セメスターの履修可能な単位数に上限を設定しています。これを「Cap (キャップ) 制度」といいます。

- ① 各セメスターにおいて、24単位を上限とします。
- ② 集中講義科目、資格取得のための一部の科目、他大学との単位互換や海外留学等により取得した科目などは Cap から除外されます (9. 資料 (3) 「Cap から除外される科目について」参照のこと)。
- ③ 「長期履修学生」となった場合の Cap については、「長期履修学生制度」の項目を参照してください。

「集中講義」とは、毎週決まった曜日・時限に行うのではなく、ある期間に集中して行われる授業のことです。日程については、掲示にて発表されます。

(5) 履修登録撤回制度

学期の初めに履修登録した科目についてその科目の履修を取り消すことができる制度です。授業を受けてみて、授業内容が勉強したいものと違っていた場合などにこの制度を利用することができます。履修登録撤回期間については、教務関係日程表等で確認してください。

「集中講義」については、集中講義開始日の翌日までとします。

ただし、以下の科目については、履修登録撤回はできません。また、履修登録撤回をした科目でも次のセメスター以降であれば履修登録をすることができます。

【履修登録撤回できない科目】

(自己デザイン領域) 教養演習、キャリア形成論

(共通領域) 英語、英語以外の外国語初級、健康・運動科学実習

(専門領域) 基礎演習、専門演習、卒業研究

(6) 未完了

「未完了」とは、履修登録撤回の手続き期間経過後から授業期間の最終日（集中講義の場合はその最終日）までに、病気や事故などやむをえない理由で、履修登録をした科目の受講を継続することが困難になった場合などに申請することによって認められる制度です。該当すると思われる場合は、教務課にてご相談ください。

これは、上記のような事由が生じた場合に、履修登録をした科目が不合格（FすなわちGPA=0）となりGPAが著しく低下するのを回避するための特別措置です。

未完了の手続きが認められると、成績通知表上は「I」と表記され、同一科目を再度受講することにより、単位を修得することができます。

(7) 再修得制度

D評価の単位取得後、同じ科目を再び履修してグレードポイントを上げることができる制度です。再修得後の評価がC以上であれば成績が上書きされます。なお、特別な手続きは必要ありません。

ただし、以下の科目については、再修得はできません。

【再修得できない科目】

① D評価以外の評価を受けた科目

② 共通領域の英語 ③演習：教養演習、基礎演習、専門演習

※昼間開講される英語B、応用英語、英語以外の外国語の中級・上級、日本語・日本事情、スポーツ実習も再修得はできません。学類の専門科目の再修得できない科目については、それぞれの学類の学習案内を参照してください。なお、受講調整が実施される場合、再修得の学生が最初に調整対象となります。

「再履修」について

再修得と似た用語に「再履修」がありますが、意味が異なります。再履修とは、不合格になった科目をもう一度履修することを言います。

(8) シラバス

「シラバス (syllabus)」とは、「授業計画」のことで、授業名、担当教員名、講義目的、各回の授業内容、成績評価の基準や方法、予習・復習についての指示、教科書・参考書、履修条件などが記載されています。学生のみなさんは、履修計画の参考に使うほか、授業期間全体を通じた授業の進め方を確認し、各回の授業に求められる予習・復習の参考にすることができます。

履修計画を立てる際には、まず年度始めのガイダンス、学習案内によりその年度

にどの科目を受講すべきか、受講可能であるかを確認します。学習案内には、授業の詳細な内容までは記されていませんので、シラバスを参照して履修計画を立てていくことになります。受講時には、授業全体に対する現在の授業の位置づけを確認したり、予習・復習のためのアドバイス、参考書などが勉強の参考になりますので、積極的に活用してください。

① ライブキャンパスのシラバス

福島大学では、学生の履修登録システムとして「ライブキャンパス」を導入していますが、履修登録時や授業履修時に参考になるように、各授業のシラバスもシステムから閲覧できるようになっています。ライブキャンパスにログインし、「シラバス」の項目から履修したい授業科目を検索して、各シラバスを参照してください。なお、自宅やアパート等、大学外からシラバスを参照したい場合は、<http://kyoumu.adb.fukushima-u.ac.jp/>よりライブキャンパスを選択し参照してください。印刷されたシラバスは、教務担当窓口に常置されていますので、閲覧したい場合は、来室して閲覧してください。

② 詳細シラバス

教員によっては、授業の最初の時間に詳細なシラバスを配布する場合があります。また、授業時の資料配布やシラバスの補足などを教員のホームページ等で行っていることもありますので、オンライン版のシラバスや授業時のアナウンスを参考にしてください。

(9) オフィス・アワー

「オフィス・アワー (Office Hour)」とは、教員（非常勤講師を除く）が各研究室等において、学生からの履修相談や授業に関する質問等の相談に応じるため、あらかじめ設定されている時間帯のことです。各教員は、毎週特定の時間帯をオフィス・アワーとして設定しています。この時間に学生のみなさんは、教員の研究室を訪れ、いろいろな質問や相談をすることができますので、このオフィス・アワーを十分活用してください。

オフィス・アワーの時間帯以外に、学生が教員に会えないというわけではありませんが、他の予定等が入っていることもありますので、事前にアポイントメントを取ってください。質問や相談の内容によっては、より適切な指導をしてくれる方や、専門的な相談に乗ってくれる方を紹介されることもあります。（各教員のオフィス・アワーの時間・場所等については、ライブキャンパスのシラバスで調べることができます。）

なお、ほとんどの教員のオフィス・アワーは、昼間に設定されていますので、夜の時間帯については、事前にアポイントメントを取るようになしてください。

(10) アドバイザー教員

それぞれの、教養演習、基礎演習、専門演習の担当者が、「アドバイザー教員」となって、みなさんの学修と学生生活の両面の指導・相談にあたることになっています。アドバイザー教員は、「教育指導担当者会議」を組織し、具体的な問題解決にあたります。

(11) 長期履修学生制度

① 長期履修学生制度とは

職業等に従事することにより時間的制約のある学生のために、標準修業年限を超えた期間(「長期履修期間」という。)で修学できるという制度です。長期履修学生となったひとは、通常の修業年限において支払うべき授業料の総額を、あらかじめ認められた長期履修期間で分割してそれぞれの年度に支払うことになります。例えば、修学意欲があるにもかかわらず、仕事等の都合により標準修業年限の4年間で単位を修得できない、または、時間的制約があり標準修業年限内では卒業論文が作成できないといった理由で、1年間留年した場合、5年間の授業料を支払わなければなりません。長期履修学生としてあらかじめ認められれば、5年間で一般学生が4年間で支払う授業料で修学することができます。この点が長期履修学生制度のメリットといえます。

② 資格要件

この制度は、有職者の学習支援方策であるため、資格要件として職業等を有していることが必要です。具体的な職業の範囲は、定職(主婦(夫)業、家事労働に主に従事していることを含む。)に就いていることとなっています。

③ 手続き

長期履修学生となるには、申請書及び在職等証明書を現代教養コース運営委員会委員長に提出し(提出先は担当窓口)、許可を得なければなりません。また、この手続きは適用前年度に行わなければなりませんので、来年度から長期履修学生となることを希望する場合は、今年度中の所定の期日までに申請してください。

④ 長期履修期間

【入学時から長期履修学生の場合】

長期履修期間は、6年または5年の選択ができます。各自の勤務状況等を考慮し、計画的に履修できるように決定してください。その際の履修登録単位数の上限は、1セメスター(学期)毎に16単位(期間6年の場合)、または20単位(期間5年の場合)となります。

【2年次から長期履修学生の場合】

長期履修期間は、5年または4年の選択ができます。その際の履修登録単位数の上限は1セメスター(学期)毎に16単位(期間5年の場合)、または20単位(期間4年の場合)となります。

3年次以降からの長期履修は「計画的な履修」という観点から認めません。

なお、長期履修期間の変更(6年間または5年間からの短縮、5年間から6年間への延長)は、相応の理由があるときに限り、1回のみ認められます。

3. カリキュラムと授業科目

- (1) カリキュラムの構造
- (2) 自己デザイン領域の履修
 - ・教養演習、キャリア形成論
- (3) 共通領域の履修
 - ・現代教養科目、外国語科目、情報教育科目、健康・運動科目
- (4) 専門領域の履修
 - ・モデルと学類所属、モデルの紹介、専門領域における履修上の注意、モデル専門科目、基礎演習、専門演習、卒業研究
- (5) 自由選択領域
- (6) 転モデル
- (7) 現代教養コースにおける科目の計上
 - ・「60単位」枠について
- (8) 履修基準表
 - ・現代教養コース履修基準表

3. カリキュラムと授業科目

(1) カリキュラムの構造

福島大学のカリキュラムは、大きく、自己デザイン領域、共通領域、専門領域、自由選択領域の四つの領域で構成されています。一般には大学のカリキュラムは、一般教育と専門教育の二つの領域によって構成されているのが普通ですが、それらに対応するのが「共通領域」と「専門領域」です。入学した年の1年間は人文社会学群に所属し、広い視野と教養を身につけるための「共通領域」の授業を中心に学習します。2年目からは、学群内の三つの学類のいずれかに所属し、各学類が提供する四つの履修モデルの一つを選択し、自分が希望する分野に関する「専門領域」の授業を中心に学ぶこととなります。また、自由選択領域は、文字どおり、自分が学びたいと思う科目を自由に選択できるという意味で設定された枠です。

福島大学のカリキュラムにおける特徴の一つは、これらの領域の他に、自己デザイン領域を設定している点にあります。この領域は、大学での学び方を身につけ、大学生としての自分を設計する場としての「教養演習」と、職業に対する認識を深め、社会人としての自分をもう一度見直す場としての「キャリア形成論」という、大学や社会における自分を見つめ直す（デザインする）二つの科目によって構成されています。自分をどうデザインするかという自分自身に対する問いかけは、大学での学習をより主体的に、そして実りあるものにするはずです。

カリキュラム全体がこれら四つの領域で構成されているという点と、卒業するのに必要な最低限の単位数が124単位であるという点で、現代教養コースの履修基準は昼間コースのそれと同じですが、いくつかの点で異なっています。

その一つは、自分の判断で学習する内容を主体的に決めることができるように、履修基準をゆるやかに設定している点です。例えば、自己デザイン、共通、専門の領域の単位数を少なく設定し、その分、自由選択領域の単位数を多くしてあります。また、共通領域の中の現代教養科目と専門領域の専門科目のいくつかの科目については、修得した単位を相互に読みかえることができます。更に、一定の範囲で、昼間に開講されている科目についても受講することができます。そこで取得した単位は、自由選択領域やモデル専門科目の単位として計上することができます。

なお、これら単位の計上のルールについては、「現代教養コースにおける科目の計上」のページに詳しく示されています。それらをよく読み、各自の学習目標を効率的に達成できるよう、計画的に履修してください。

現代教養コースカリキュラムのもう一つの特徴は、4年間を通じて、教養演習・基礎演習・専門演習という、ゼミ形式の授業を配置することにより、教員と学生との密度の濃い関係を保ちながら学習できるようにしている点です。社会人コースの学生は、昼間学生に比べて大学で過ごす時間には一定の制約があります。その分を補う意味で、少なくとも週に1回は、ゼミの仲間や担当教員と直に顔を合わせ、直接意見を交換する学習の場が重要であると考えました。

このように、現代教養コースのカリキュラムは、社会人コースであることを考慮してさまざまな工夫が施されています。それらを十分に活用して、実りある学習をしてください。

(2) 自己デザイン領域の履修

【教養演習】

教養演習は自己デザイン領域の基本科目であり、卒業要件単位として4単位を修得しなければなりません。

毎年3クラスが開講され、所属クラスは入学ガイダンスで決定されます。

第1セメスターには教養演習Ⅰが、第2セメスターには教養演習Ⅱが開講されますが、担当教員は通年担当となります。

基礎単位となるクラスですので授業の履修上のことはもちろん、学生生活にかかわること全般を担当教員とよく相談してください。

教養演習Ⅰは、「大学入門」として、大学での学習への導入のためのクラスという意味があります。特に1)自分たちで考え、討論し、人間的交流を深める、2)読む、書く、討論するという学問の基礎的能力を身につける、3)学問への動機づけや学ぶ姿勢を確立することを目標にしてください。

教養演習Ⅱは「学習入門」(スタディ・イントロダクション)であり、学習方法(Study Skill)の習得をねらいにしています。特に1)多様な学習歴や社会人経験をふまえて、大学での自分の学習目標が何かを考える、2)社会人として自分に必要な課題、学際的な知識、実務能力とは何かを2年次以上の学習の中で見出していくための基礎的な学習をすすめる、3)2年次以上の学習に求められる学習方法(Study Skill)を習得する、ことを目標にしてください。

【キャリア形成論】

授業のねらいは、第一に、自分と向き合い自分の人生を見つめること、第二に、働くことの意味や職業についての見方を再確認すること、そして第三に、これらを通して大学で学ぶことの意味を考え、学ぶ主体としての自己を確立することです。

キャリアとは、人間の生き方そのものです。この授業では、社会における人間の存在や日常生活について、職業を中心に取り上げます。人々の働き方や人生の送り方について、キャリアとは単なる経歴づくりではないことを踏まえながら、大学で積極的に学ぶことの意味や各モデルで学ぶことの意味について再確認します。また、学ぶことと社会とのつながりについても取り上げます。

主な内容は、代表的なキャリア研究、発達心理学的な理論を取り上げます。そのことで自分のキャリアを再認識し、これからのキャリア作りのために大学で学ぶ意義を探ります。また、社会・経済の動きや労働の意味、家族関係なども視野に入れます。そこでは、職業と人生について学際的に問い直してみたいと思います。あなた自身のキャリアを生かしながら積極的に授業に参加してもらいます。ひとりひとりの考え、さまざまな問題について発言などしてもらいたいと思っています。大学生活のスタートに当たって、自分たちの転機、あるいはキャリア形成のプロセスを一緒にとらえ直してみましよう。

【その他の自己デザイン領域科目】

夜間主コース生は、昼間開講のキャリアモデル学習(取得した単位は自由選択領域)と自己学習プログラム(取得した単位は要卒外)を受講できます。受講にあたっては、それぞれ条件や受講調整等がありますので、掲示により確認してください。

(3) 共通領域の履修

[共通領域科目の履修体系]

共通領域科目は以下の科目区分および授業科目で構成されています。

科目区分		授業科目
現代教養科目		9. 資料(3)の科目一覧「現代教養科目」を参照 (広域選択科目, 総合科目)
外国語科目	英語	英語 (英語 B I・II, 応用英語 I～VI)
	英語以外の外国語 ドイツ語・フランス語・中国語・ロシア語	英語以外の外国語初級 I・II (英語以外の外国語中級, 英語以外の外国語上級)
情報教育科目		情報処理 I (情報処理 II～IV)
健康・運動科目		健康・運動科学実習 I・II (スポーツ実習)

注 1) () の授業科目は受講可能な昼間開講科目です。

注 2) 英語以外の外国語の中には、昼間のみに開講される言語 (スペイン語・韓国朝鮮語) があります。

[共通領域科目のねらい]

1. 現代教養科目

現代教養コースには、取得しようとする学士号に対応して四つの「モデル」(専門科目を学ぶ際に共通の履修基準で学習する集団)がありますが、いずれのモデルに所属するかに問わず、現代教養コースの学生として共通に学ぶことが望ましい授業科目を「現代教養科目」と名づけました。さまざまな分野の知識やものの見方・考え方に触れることで、視野を広げ、社会人としての豊かな教養を獲得してください。

2. 外国語科目

外国語科目は、外国語を読む、書く、聞く、話す能力とともに、諸外国の言語文化を通じて、豊かな世界観、思考力、表現力を身につけることをねらいとしています。「英語」及び「英語以外の外国語」(ドイツ語、フランス語、中国語、ロシア語)の授業が開講されます。

1年次で「英語」または「英語以外の外国語」のどちらかを選択して履修しなければなりません。2年次以上でさらに外国語を勉強したい学生は、昼間開講の「英語 B I・II」、「応用英語 I～VI」、「英語以外の外国語中級」、「英語以外の外国語上級」を履修することができます。

3. 情報教育科目

現代教養コースでは、情報教育科目として「情報処理 I」を開講します。「情報処理 I」は、パソコン初心者向けのクラスであり、パソコンの基本操作や基本ソフトウェアの利用などのパソコン実習を通じて、ワープロ、表計算、電子メールとイン

ターネットの利用について学習し、他の科目勉強に必要なパソコン活用スキルを身につけることを目標とします。

なお、昼間開講の情報教育科目として、「情報処理Ⅱ」、「情報処理Ⅲ」及び「情報処理Ⅳ」があり、昼間の受講希望人数が収容人数を超えないとき、現代教養コースの皆さんも受講できます。

4. 健康・運動科目

健康・運動科目として、「健康・運動科学実習Ⅰ・Ⅱ」があります。授業のねらいは、これらの実習を通して、健康の維持増進や豊かな社会生活を送るための手段として身体活動を捉え、かつ実践していく能力(身体リテラシー)を養うことです。

上記のねらいを達成するために、「健康・運動科学実習Ⅰ」では、スポーツを通して1年次生のコミュニケーションの活性化や心身のリフレッシュを図り、「健康・運動科学実習Ⅱ」では、種目にかかわる健康や運動科学に関する各種データを収集し、それをふまえながら興味・動機付けを高め、科学的認識や知識を深める内容の授業を行います。

[共通領域科目の履修方法]

1. 現代教養科目の履修について

現代教養科目を「人間と文化」「社会と歴史」「自然と技術」の三つの分野に分け、各分野について最低1科目を修得するように履修基準を設定してあります。さらに、分野に関わらず2科目を修得し、現代教養科目全体として、合計5科目10単位を修得してください。

現代教養科目の卒業要件単位10単位のうち、3分野各2単位、計6単位を履修した残り4単位の中に、昼間で開講されている広域選択科目、及び総合科目を計上することができます。詳細は、「現代教養における科目の計上」の頁を参照してください。

2. 外国語科目の履修について

- (a) 1年次において、「英語」4単位、または「英語以外の外国語」いずれか1か国語の「初級Ⅰ・Ⅱ」あわせて4単位を修得しなければなりません。
- (b) 「英語以外の外国語初級」を除き、外国語科目は再修得することができません。

① 英語の履修について

英語

- (ア) 「英語」で卒業要件単位を満たそうとする学生は、1年次において夜間に開講される英語を計4単位修得しなければなりません。また、「英語」は、4単位を超えて卒業要件単位として計上することはできません。
- (イ) 「英語」は、週1回1クラスを半期履修することにより1単位認定されますので、前・後期各2クラス、計4クラス履修する必要があります。

「英語」は水曜 7 時限、金曜 6 時限に、2 クラスずつ開講され、それぞれ 1 クラスは基礎クラスとなります。英語の基礎知識の学習を希望し、受講が適当と認められるひとは基礎クラスを受講することができます。基礎クラスの評価は「C、D、F」のいずれかになります。受付期間及び受付方法は新入生学内ガイダンスで説明します。前期に基礎クラスの受講が認められた場合、後期に手続きする必要はありません。後期から基礎クラスへの所属を希望する学生は、共通領域担当に申し出て下さい。受付期間等の詳細については、掲示を見るようにしてください。

英語 B I、B II、応用英語 I～VI

「英語」を 4 単位修得した後に、さらに英語の学習をしたい場合には、昼間開講の「英語 B I・II」、「応用英語 I～VI」を履修することができますので、教務課共通領域担当で所定の手続きを行ってください。ただし、受講希望者が多い場合等、受講が認められないことがあります。「英語 B I・II」、「応用英語 I～VI」の単位は自由選択領域に計上することができます。なお、「英語 B I・II」、「応用英語 I～VI」の履修の仕方については、各学類の昼間コースの学習案内を参照してください。

語学研修について

「英語の語学研修に係る学修の単位認定に関する要項」の頁の記載を読み、所定の手続きをとってください（クィーンズランド大学（オーストラリア）との間で実施した実績があります。）。

外部検定試験の活用について

「英語に係る技能審査の単位認定に関する要項」の頁の記載を読み、所定の手続きをとってください。

再履修について

(ア) 「英語」の再履修を希望する学生は、修得済みのクラスの開講時期・曜日に関わらず、希望する時期・曜日のクラスを自由に選択してください。ただし、基礎クラスの受講を新たに希望する場合、前期（3月中～下旬）と後期（9月中旬）の授業開始前に受付しますので、受付期間等の詳細については、掲示等により事前に確かめてください。

受講可否については決定次第掲示します。 受付場所 共通領域担当カウンター

(イ) 再履修以外の理由で「英語」を 2 年次生以上で履修する場合も、上記(ア)と同じ手続きを行なってください。

(ウ) 4 年次生で、専門領域科目、自己デザイン領域科目を履修するために「英語」の再履修が困難な学生は、必ず共通領域担当に申し出てください。

② 英語以外の外国語の履修について

英語以外の外国語は次のように開講されます。

ドイツ語	初級Ⅰ	初級Ⅱ	中級	上級
フランス語	初級Ⅰ	初級Ⅱ	中級	上級
中国語	初級Ⅰ	初級Ⅱ	中級	上級
ロシア語	初級Ⅰ	初級Ⅱ	中級	上級
(スペイン語)	初級Ⅰ	初級Ⅱ	中級	上級
(韓国朝鮮語)	初級Ⅰ	初級Ⅱ	中級	上級

- * 夜間においては、原則として「ドイツ語と中国語」、「フランス語とロシア語」の組み合わせで隔年開講となります。
- * 今年度開講科目については、時間割表を参照して下さい。
- * スペイン語は全学で1クラス（火曜日2時限と木曜日2時限）のみの開講となります。
- * 「中級」と「上級」は昼間の時間帯のみの開講となります。

初級Ⅰ・初級Ⅱ

- 「英語以外の外国語」で卒業要件単位を満たそうとする学生は、いずれか1か国語について1年次において4単位を修得しなければなりません。同一外国語において、「初級Ⅰ」2単位、「初級Ⅱ」2単位を超えて履修することはできません。
- 同一クラスで週2回の履修になります。週1回だけの履修は認められません。
- 「初級Ⅱ」を履修するためには、当該言語「初級Ⅰ」（2単位）を修得していなければなりません。
- 昼間開講の「初級Ⅰ・Ⅱ」を履修できるのは当該年度に夜間の時間帯で開講されない言語のみです。ただし再履修者はこの限りではありません。
- 「初級Ⅱ」の単位を修得し、さらにその言語を学習したい場合には昼間開講の「中級」、「上級」を履修することができます。「中級」、「上級」の単位は自由選択領域に計上することができます。「中級」、「上級」の履修の仕方については、各学類の昼間コースの学習案内を参照してください。

履修手続き

- 新入生の「初級Ⅰ」履修手続きは、新入生学内ガイダンスのときに行ないます。
- 「英語以外の外国語初級Ⅰ」の再履修を希望する学生は、共通領域担当から「英語以外の外国語初級履修希望調査カード」を受領し、必要事項を記入の上、教務課前レポートBOXに投函してください。クラス編成はこの調査に基づいて行ないます。結果は掲示により発表します。受付は3月下旬～4月初旬（授業開始前）ですので、受付期間等の詳細については掲示で確認してください。

- (㉔) 「英語以外の外国語初級Ⅱ」の再履修を希望する学生は、希望するクラスの第1回目の授業に出席してください。事前に掲示により指示があった場合は、それに従ってください。やむを得ぬ理由で第1回目の授業を欠席した場合は、その言語の責任教員に相談してください。
- (㉕) 再履修以外の理由で「英語以外の外国語初級Ⅰ」を2年次生以上で履修する場合も、上記(㉔)と同じ手続きを行なってください。
- (㉖) 初級、中級では履修希望者が一定の数を超えた場合に、受講調整を行なうことがあります。

授業科目の履修によらない英語以外の外国語の単位修得について

学生のみなさんの履修方法の選択肢を広げ、またそれぞれの到達度に応じた学習を早期に行なうことを保障するために、次の2つの制度があります。

○ 外部検定試験の活用について

入学の前後を問わず、下の表に指定する検定試験に合格した学生は、取得級と同レベルの授業科目の単位認定を受けることができます。

単位認定を希望する学生は、共通領域担当に申請してください。申請期間については別途掲示でお知らせします。申請受付後、授業科目の単位修得に必要な内容を補うため、担当の教員がレポート課題や面接試験を課し、その結果により単位を認定します。ただし、本学で既に単位を修得した授業科目について、重ねて単位認定を受けることはできません。

成績評価は「N」となります。

この措置により単位認定を受けた学生は、その授業科目の上位科目を、標準履修年次にかかわらず、早期に履修することができます。

指定検定試験名、実施母体、級・授業科目対照表

資格試験名	級	科目名	認定 単位数
ドイツ語技能検定試験 (ドイツ語学文学振興会)	4級	ドイツ語初級Ⅰ・Ⅱ	4単位
	3級	ドイツ語中級	4単位
共通ヨーロッパ語学証明書—ドイツ語 (欧州理事会文化協調会議教育委員会)	A1	ドイツ語初級Ⅰ・Ⅱ	4単位
	A2	ドイツ語中級	4単位
実用フランス語技能検定試験 (フランス語教育振興協会)	5級	フランス語初級Ⅰ	2単位
	4級	フランス語初級Ⅱ	2単位
	3級	フランス語中級	4単位
フランス文部省認定フランス語資格試験 DELF・DALF (DELF・DALF委員会)	A1	フランス語初級Ⅰ・Ⅱ	4単位
	A2	フランス語中級	4単位

中国語検定試験 (日本中国語検定協会)	準4級	中国語初級Ⅰ	2単位
	4級	中国語初級Ⅱ	2単位
	3級	中国語中級	4単位
ロシア語能力検定公開試験 (東京ロシア語学院)	4級	ロシア語初級Ⅰ・Ⅱ	4単位
	3級	ロシア語中級	4単位
スペイン語技能検定 (日本スペイン協会)	6級	スペイン語初級Ⅰ	2単位
	5級	スペイン語初級Ⅱ	2単位
	4級	スペイン語中級	4単位
韓国語能力試験 (韓国教育財団)	1級	韓国朝鮮語初級Ⅰ	2単位
	2級	韓国朝鮮語初級Ⅱ	2単位
	3級	韓国朝鮮語中級	4単位
日本語能力試験(注2) (日本国際教育支援協会)	N1	日本語Ⅰ	2単位

- 注) 1 単位を認定された授業科目の級以下の授業についても合わせて単位を認定する。
ただし、本学ですでに単位を修得した授業科目及び単位認定を受けた授業科目について、重ねて単位認定は行わない。
- 2 日本語は外国人留学生に限る。

○海外研修の活用について

「初級Ⅱ」の単位を修得した学生又は履修中の学生は、その言語圏の学校で研修を受ければ、「中級」または「上級」の単位として4単位を限度に認定を受けることができます。成績評価は「N」となります。ただし、次の条件を満たす必要があります。

- (1) 少なくとも20時間の授業時間があること。
- (2) 事前に研修計画を提出し、承認を受けること。
- (3) 研修終了後、レポートを提出し、その言語の責任教員の評価を受けること。

詳細は、「英語以外の外国語の語学研修に係る学修の単位認定に関する要項」を確認してください。

この制度を利用して単位認定を受けようとする学生は、責任教員の指導のもとに研修計画を作成し、研修開始の1カ月前までに共通領域担当に届け出てください。単位認定の申請期間については別途掲示でお知らせします。

3. 情報教育科目の履修について

- ① 情報教育科目は自由選択科目です。「情報処理Ⅰ」を履修する学生は、夜間に開講される「情報処理Ⅰ」を履修しなければなりません。昼間開講の「情報処理Ⅰ」は履修することができません。
- ② 昼間開講科目の履修

現代教養コースの皆さんも昼間開講の「情報処理Ⅱ」、「情報処理Ⅲ」と「情報処理Ⅳ」を受講できます。しかしながら、昼間の受講希望人数が収容人数を超えるとき、受講を認めないことがあります。昼間開講の情報教育科目を受講する場合、第1回目の授業に

出席してください。クラス編成などについては決定次第掲示します。履修の仕方については、各学類の昼間コースの学習案内を参照してください。

- ③ 「情報処理Ⅰ」は再修得することができます。

4. 健康・運動科目の履修について

- ① 1年次において、「健康・運動科学実習Ⅰ・Ⅱ」の両方を修得しなければなりません。
- ② 「健康・運動科学実習Ⅰ・Ⅱ」を修得した学生は、昼間開講の「スポーツ実習」（1単位）を履修することができます。
- ③ 「スポーツ実習」は同一種目の場合でも、複数回の履修が可能です。修得した単位は、自由選択領域の単位として認定されます。
- ④ 「健康・運動科学実習Ⅰ・Ⅱ」ともに第1回目の授業の際に種目分けを行いますので、必ず出席してください。欠席すると希望する種目が履修できないことがあります。第1回目の授業に出席できなかった学生は、蓮沼教員（保健体育棟214号室）の指示を受けてください。
- ⑤ 集合場所は、第1体育館（入学式と同じ会場）です。筆記用具と上履きを用意し、普段着で出席してください。（スポーツ実習の受講希望者は、第1回目の授業に必ず出席してください。希望者が多い場合、第1回目の授業で受講調整を行うことがあります。授業開催場所は保健体育棟入口（第1体育館の左側にある建物）のホワイトボードに掲示します。
- ⑥ 「健康・運動科学実習Ⅰ・Ⅱ」は指定された曜日、時間帯で受講してください。現代教養コースの学生は、水曜日6限目です。
- ⑦ 特別な理由により実技を行うことが困難な学生には、代替措置を認める場合があります。詳しくは第1回目の授業で説明・判断しますので必ず出席してください。
- ⑧ 健康・運動科学実習は再修得することができますが、スポーツ実習は再修得科目から除外されています。
- ⑨ 健康・運動科学実習Ⅰ・Ⅱは履修登録を撤回することはできません。

(4) 専門領域の履修

1. モデルと学類所属

現代教養コースでは、2年次に4つのモデルのいずれかを選択し、所属することになります。それぞれのモデルは各学類に対応しており、モデル選択により、各自の学類所属、及び取得できる学士号が決まります。

モデル	学 類	学 士
文化教養モデル	人間発達文化学類	発達文化
法政策モデル	行政政策学類	法 学
コミュニティ共生モデル	行政政策学類	社会学
ビジネス探究モデル	経済経営学類	経済学

2. モデルの紹介

『文化教養モデル』

「文化教養モデル」は、多彩な専門性を有する教員を多くかかえる人間発達文化学類の特長を活かして、現代社会を生きていく上で求められる現代的教養を身につけ、文化を総合的に探究してみたいと思っている人にふさわしい学びを提供します。用意されている幅の広い専門科目群から、それぞれの興味・関心にしたがって学んでいくことができます。

たとえば、教育や子育て、家庭教育、家族の問題について広い視野からきちんと考えられるよう、関連科目を履修して、集団で学んでいくことができます。健康と運動、生涯スポーツなどに関心がある人には、実践と理論を含めて取り組むことも可能です。あるいは、単なる趣味から脱し、芸術的教養にまで高めてみたいと思っている人には、芸術の背景にある学問を学び、芸術の意義、奥深さを理解するよう学ぶことができます。地域文化の問題、ことばや国際理解の問題についても取り組むことができます。それぞれの生活の仕方に応じて、昼間の関連専門科目を履修することができれば、さらに幅の広い学びが可能です。

2年次に各モデルに分かれてからの演習科目の履修方法ですが、まず3～4セメスターの「基礎演習」には教員がクラスアドバイザーとして付き、モデルの専門基礎教育を行います。5セメスターの「専門演習」では、卒業研究への導入の学びに取り組むこととなります。専門の異なる複数のアドバイザーが関わり、複数の専門分野に触れながら、自らの興味・関心を寄せ、高めていくよい機会です。6セメスター以降の「専門演習」

では、関心のある専門分野について、卒業研究に取り組み、理解を深めていくことになります。

『法政策モデル』

公務員をはじめとした公共部門の仕事についている方で法律知識を身につけたい人、裁判員制度や司法改革の中でますます法律が身近なものとなりつつある今、市民として幅広い教養的法学を学びたい人、将来、法律の専門職、資格取得を意識し、その基礎的法学知識を身につけたい人、そういった方々に学んでいただきたいモデルです。

法政策モデルでは、法学を中心とした教育を行っていきます。法学教育の目標は、法学を学ぶことを通じて複雑で多様な地域社会の現象に的確に対処できる基礎的能力を育成することにあります。したがって、法政策モデルで学んだ学生には法学や、さらに関連した政治学・行政学の素養ももち、地域の諸問題を解決するための具体的な政策を立案できるだけの「知識と基礎的能力」を具えることが求められることとなります。

現代教養科目では、「現代法学論Ⅰ・Ⅱ」にくわえ、関連する「現代社会論」、「社会科学の基礎Ⅰ・Ⅱ」、「政治学の基礎」、「現代政治論」などを履修して、基本的視点や方法について学んだうえで、さらに各自の具体的な関心に応じた各モデル専門科目を履修することを望みます。

『コミュニティ共生モデル』

まちづくりや福祉活動などに携わっている人、関心のある人で地域社会に関する学問的基礎知識を身につけたい人、あるいは、将来、地域社会でボランティアやNPO活動などに参加したり、地域社会のリーダーを目指している人に学んでいただきたいモデルです。

私たちが暮らす地域コミュニティ（地域社会）は、全国に共通する課題とともに、それぞれの地域が有する特性に応じて、人口、産業、福祉、環境などの個別の課題も抱えています。とりわけ、福島県においては、都市と郊外・農村地域の連携によっていかに持続可能な発展を具体化していくのかが大きな課題となっています。「共生」というキーワードは、このモデルが目指している一つのイメージを表現しています。

人間と自然、都市と農村、伝統と異文化、高齢者と若者、男性と女性など、これらが豊かに共生していく理想の姿がそれです。このような課題に取り組むためには、自治体レベルの行政と、市民や企業などの他の主体との有機的な連携の下に、各主体の特性を生かした新たなパートナーシップが求められます。

みなさんが、地域コミュニティが抱える問題を認識し、その解決を探ろうとするとき、ゴミ問題、介護保険など、自分が興味や関心のある具体的なことがらについて、まずその実態を学ぶことが大切です。また同時に、そうした地域コミュニティの問題を生み出

す構造的「土台」である政治や行政についての理解が、問題点の認識や解決方法を探る前提として存在しなくてはなりません。

現代教養科目では、「現代文化論」、「現代社会論」、「社会科学の基礎Ⅰ・Ⅱ」、「政治学の基礎」、「現代政治論」などを履修して、基本的視点や方法について学んだうえで、さらに各自の具体的な関心に応じた各モデル専門科目を履修することを望みます。

『ビジネス探究モデル』

ビジネス探究モデルは、次のようなことを学びたいと考える皆さんのためのモデルです。

1) 経済のしくみを知りたい

経済の問題は、われわれの生活に大きな影響を及ぼします。たとえば、商品の価格はどのように決定されるのでしょうか？ なぜ景気は良くなったり悪くなったりするのでしょうか？ どうして金利や為替相場は変動するのでしょうか？ ビジネス探究モデルでは、このような疑問に答える経済理論を学びます。

2) 地域経済の問題について考えたい

われわれが住む地域には、テキストの理論を応用するだけでは解決できない、さまざまな問題が生じます。たとえば、少子化・高齢化の問題、市街地の空洞化や農村の過疎の問題、地方自治体の財政問題などです。ビジネス探究モデルでは、このような問題の本質を探り、解決方法を考えます。

3) 企業経営の知識や会計の技術を身につけたい

市場経済において、企業の存在感はますます大きなものになっています。また、みなさんは、企業の製品・サービスを消費するばかりでなく、従業員として労働力を企業に提供し、あるいは、投資者として資金を提供することもあるでしょう。ビジネス探究モデルでは、企業の組織、管理、戦略について学ぶとともに、企業活動を数値情報として表現する会計の技術を学習します。

ビジネス探究モデルに関心のある人は、まず、第1 Semester 開講の現代教養科目「経済データの見方・読み方」「経営学入門」「企業と簿記会計」を履修してみてください。

3. 専門領域における履修上の注意

専門領域の卒業要件単位として、モデル専門科目40単位、基礎演習4単位、専門演習8単位、卒業研究4単位の合計56単位を修得しなければなりません。

モデル専門科目は原則として隔年開講ですので、モデル所属決定後に、アドバイザー教員とも相談しながら、卒業までの履修計画を立てておくとよいでしょう。

4. モデル専門科目

- ・モデル専門科目とは、各モデルが専門科目の中から指定している科目のことで、9. 資料（3）の専門科目一覧に、モデルごとに○印で指定されています。モデル専門科目は、卒業要件単位として、40単位以上を修得しなければなりません。
- ・卒業要件40単位を超えて修得したモデル専門科目の各区分の単位は、自由選択領域の単位として計上することができます。
- ・モデル専門科目一覧の※印の科目を現代教養科目の各区分の卒業要件単位に計上する場合には、同一科目を重複して、モデル専門科目の卒業要件単位に計上することはできませんので、注意してください。
- ・現代教養科目（9. 資料（3）の現代教養科目一覧を参照）の*の付いた科目は、現代教養科目の卒業要件を超過して修得した場合に、*の指定のあるモデルの専門科目の単位として計上することができます。

5. 基礎演習

- ・基礎演習は必修であり、履修は原則として2年次で、卒業要件単位として4単位を修得しなければなりません。
- ・4モデルに対応して4クラスが開講されますが、第2セメスターに行われるモデル選択ガイダンス（11月～12月に実施予定）で所属するモデルが決定され、それに連動して、各自は決まったモデルで開講される基礎演習を受講します。
- ・基礎演習はモデル専門科目の学習の基礎となる科目ですから、各自どの学習分野を中心に学ぶのかを良く考えてモデルを選択し、基礎演習を受講してください。また、モデル選択ガイダンスの案内に注意してください。

6. 専門演習

- ・各モデル毎に開講されます。専門演習は必修で、履修は原則として3年次および4年次です。卒業要件単位として、8単位を修得しなければなりません。
- ・専門演習のクラス選択は、原則として第4セメスターに行われる専門演習選択ガイダンス（11月～12月に実施予定）で所属する専門演習が決定されます。
- ・専門演習は、卒業研究作成の基礎となる科目ですから各自どのような卒業研究を行っていくのかをよく考えて専門演習を受講してください。
- ・専門演習修了の長期履修学生に対しては、別途「卒業論文指導演習」として担当教員の許可を受けて、受講することが認められています。

「文化教養モデル」の専門演習

- ・文化教養モデルに所属した場合には、まず3年次前期（第5セメスター）において自らの卒論研究のテーマと課題をつかむために研究テーマの設定や研究方法について学びます。そこでの学習を踏まえ、3年次後期（第6セメスター）から4年次後期（第8セメスター）までの一年半をかけて卒業研究に取り組みます。

「法政策モデル」、「コミュニティ共生モデル」の専門演習

- ・法政策モデル、コミュニティ共生モデルでは、原則として各モデル2つのクラスが開講され、クラス・担当教員は1年ごとに変わります。これは、限られたカリキュラムの中で、できる限りモデルに関連する多様な専門科目に触れていただくためです。通常、法政策モデルでは、私法系と公法系の専門演習がそれぞれ1クラスずつ開講され、コミュニティ共生モデルでは、地域と行政関連、および、社会と文化関連の専門演習がそれぞれ1クラスずつ開講されます。
- ・法政策モデル、コミュニティ共生モデルでのみ、必要な履修手続きを経たうえで、行政政策学類の昼間開講専門演習の受講が認められています。その場合、昼の専門演習・卒研指導を履修しても、現代教養コースの履修基準表での「専門演習」「卒業研究」の単位として計上されます。従って、昼間開講科目を要卒単位の計上できる上限60単位（後掲の(7)現代教養コースにおける科目の計上6.を参照のこと。）には含まれません。
- ・昼間開講の専門演習は、原則として、3・4年次とも同じ教員が担当します。昼の専門演習の履修を希望する人は、あらかじめ教務課に申し込んだうえ、11月に開催されるガイダンスに出席してください。なお、4年次での昼間開講専門演習への転演習は認められませんので、昼間開講の専門演習の履修を希望する人は、3年次から履修登録するようにしてください。

「ビジネス探究モデル」の専門演習

- ・ビジネス探究モデルでは、経済学関連のゼミと経営学・会計学関連のゼミがそれぞれ1つずつ開講されます。各自の関心に応じて第4セメスターにいずれかの専門演習を選択し、第5セメスターから専門演習を受講しながら、専門分野への理解を深めつつ卒業研究作成へつなげていきます。専門演習指導教員が原則として卒業研究指導教員となります。

7. 卒業研究

- ・ 卒業研究は、大学における学習の集大成と位置づけ、自らの問題意識のもとにその成果を結実させていくもので、卒業研究指導教員の指導を受け、専門演習4単位を修得していることを条件に、最終学年（長期履修学生の場合、定められた長期履修期間の最終年度）に提出します。
- ・ 卒業研究は4単位です。
- ・ 卒業研究は論文形式を原則としますが、卒業研究指導教員が特に認めた場合は、この限りではありません。
- ・ 提出先は教務課宛とします。
- ・ 卒業研究提出期間は、教務関係日程表・掲示等により指示します。
(なお、9月卒業希望者は、事前に教務担当窓口申し出ること。)
- ・ 提出期限を厳守のこと。
- ・ 提出上の注意事項（論文形式卒業研究の場合）
 - ア) 卒業研究は、ボールペン等（鉛筆使用は不可）を用い、A4判用紙で作成すること。パソコン等を用いる場合は、A4判横書で罫線のない用紙で作成すること。
 - イ) 提出の際は、卒業研究題目、卒業研究指導教員名、学籍番号、氏名を記載した厚手の表紙（黒表紙等）を用いること。なお、上記書式等については、卒業研究指導教員の承諾を得ればこの限りではありません。
- ・ 「福島大学人文社会学群夜間主コース卒業研究取扱要項」の頁も参照してください。
- ・ 長期履修学生の場合は、定められた長期履修期間の最終年度に卒業研究を提出することになりますので、事前に手続等について教務担当窓口で相談してください。

「文化教養モデル」の卒業研究

- ・ 文化教養モデルに所属した場合には、5セメスターの終わりに卒業研究指導教員を決め、その教員の指導を受けながら、6セメスターから8セメスターまでの一年半、専門演習を中心にして、卒業研究に取り組むこととなります。

「法政策モデル」、「コミュニティ共生モデル」の卒業研究

- ・ 法政策モデル、コミュニティ共生モデルでは、4年次に所属する専門演習の担当教員が原則として卒業研究指導教員となります。ただし、各自の問題関心に応じて、演習指導教員とは異なる教員を、当該教員の承諾を条件として卒研指導教員とすることもできます。
- ・ 4年次に、演習指導教員と異なる教員に対し卒研指導を希望する場合は、以下ア)～ウ)の手続をとってください。なお、卒研指導の受け入れについて、教員によっては、「自

分の開講している講義を履修していること」等の条件を設けている場合もあります。従って、希望してもすべて認められるわけではない点に留意してください。

ア) 現在所属している専門演習の指導教員の履修指導を受けた上で、4年次生向けの専門演習ガイダンス(12月頃を予定)以降、希望する来期の演習担当教員と卒研指導について相談する。

イ) ア)の相談の結果、卒研指導教員の変更を希望する場合は、決められた期間内に、卒研指導を希望する教員にアポイントメントを取り、「卒業研究指導承諾書」(所定の書式)を持参のうえ、面談をして卒研指導の依頼をする。

ウ) 依頼した教員から承諾を得た場合は、教員の捺印をもらった承諾書を教務担当窓口へ提出してください。

「ビジネス探究モデル」の卒業研究

- ・ビジネス探究モデルでは、経済学関連と経営学・会計学関連の専門演習がそれぞれ1つずつ開講され、各専門演習の指導教員が原則として卒業研究指導教員となります。なお、卒業研究のテーマとの関係で特に必要な場合には、専門演習指導教員以外の経済経営学類教員を、当該教員の承諾を条件として、卒研指導教員とすることもできます。

(5) 自由選択領域の履修

- ・自由選択領域には具体的な開設授業科目は記載されていませんが、(8)「履修基準表」によれば、「自由選択領域」には、分類欄の「自由」と表記されている科目から卒業要件単位を超えて修得した単位を計上する。」と記されています。
- ・さらに、昼間開講科目の「開放科目」(他学類の昼間コースや現代教養コースの学生の受講が認められている専門科目)は、「モデル専門科目」や「現代教養科目」に計上する場合を除き、「自由選択領域」に計上されることとなります。
- ・このほか、自由選択領域には、「英語に係る技能審査の単位認定に関する要項」「英語の語学研修に係る学修の単位認定に関する要項」に基づいて単位を認定された場合や、9.(3)科目一覧・時間割「Capから除外される科目について/行政政策学類開放除外科目一覧」に記された幾つかの科目(「自由領域に計上」と指定のある科目)、他大学との単位互換科目が該当します。

(6) 転モデル

現代教養コースの特徴は、所属するモデルの専門科目の履修を中心にしつつも、昼間開講科目をも含めた全学の豊富な授業科目を広く受講できるようにして、現代的な教養を高めるといふ点にあります。このようなコースの性格を考慮し、所属するモデルの変更に対しては、昼間学生の場合よりも柔軟に対応することを基本方針として、以下のように「転モデル」の手続きを定めています。

1. 転モデルの時期は、専門演習の所属を決定する時点とします。
2. 転モデルの手続きは、専門演習決定と同時期に行います。原則として本人の希望によります。

ただし、既修得単位と、転向を希望するモデルとの関連性が見られない場合は、4年間で卒業することが困難になりますので、転モデルについては、アドバイザー教員とよく相談してください。

(7) 現代教養コースにおける科目の計上

共通領域の中の「現代教養科目」と専門領域の「専門科目」において、いくつかの科目については、修得した単位を相互に読みかえることができます。

「科目の計上」のルールは、以下のとおりです。9. 資料(3)の「科目一覧」を参照しながら、読んでください。

1. 専門科目の現代教養科目への計上

- 1) 現代教養科目として計上することのできる専門科目は、以下の22科目です。

「人間と文化」の分野

現代の家族・家庭、生活の科学、国際理解、地域文化の探求

「社会と歴史」の分野

世界経済論、日本経済論、現代の地域経済、現代世界の社会と思想、
現代の地域問題Ⅰ、現代の地域問題Ⅱ、現代社会と計画、現代社会と文化、
現代憲法Ⅰ、民法入門、犯罪と刑罰、企業組織と法

「自然と技術」の分野

科学と人間、数学入門、自然科学入門、数理情報科学、環境システム概論、
共生のシステム

- 2) これらの科目は、専門領域と自由選択領域の卒業要件単位を超えて単位を取得し、かつ、現代教養科目の卒業要件単位に不足があるときに、現代教養科目の単位として計上することができます。

- 3) これらの科目は、すべてのモデルに所属する学生が受講できます。
- 4) これらの科目をモデル専門科目として計上できるのは、その科目で指定されているモデルに所属する学生のみです。

2. 現代教養科目の専門科目への計上

卒業要件単位を超えて取得した現代教養科目のうち、モデルごとに指定されている科目については、そのモデルの専門科目として計上することができます。

3. 現代教養コースの授業科目の自由選択領域への計上

「(5) 自由選択領域の履修」参照のこと。

4. 昼間開講科目の現代教養科目への計上

現代教養科目の卒業要件単位10単位のうち、3分野各2単位、計6単位を取得した残り4単位の中に、昼間で開講されている広域選択科目、及び総合科目を計上することができます。

広域選択科目、及び総合科目で余分に履修した場合の単位は「自由選択領域」の単位となります。

なお、履修するためには、ライブキャンパスにより、所定の受付期間に手続きする必要があります。詳しい手続きについては、早めに教務担当窓口にご相談してください。

5. 昼間開講科目の現代教養科目、モデル専門科目、自由選択領域への計上

- 1) 昼間開講科目の「開放科目」(昼間開講の専門領域科目で現代教養コースの学生の受講が認められている科目)は、「モデル専門科目」や「現代教養科目」に計上する場合を除き、「自由選択領域」に計上されます。
- 2) 開放科目を履修する場合には、各学類の「開放科目一覧」で受講したい科目が開放科目であることを確認し、さらに、当該科目の履修セメスターを確認して履修登録してください。

※現代教養コースにおける「開放科目」の履修方法についての頁も参照のこと。

- 3) 開放科目の中には、受講制限を行うものもあります。その場合には、当該科目を開いている学類に所属する昼間の学生が優先されます。そのほか、担当教員の判断で許可されない場合があります。
- 4) 昼間開講の開放科目のうち、モデルに対応する学類が昼間に開講する専門領域科目は、「モデル専門科目」に計上することができます。
- 5) 開放科目のうち、別表に示す(経済経営学類開講)科目については、対応する現代教養コース開講科目と同じ科目区分の単位として計上することができます。ただし、対応する昼間開講科目と現代教養コース開講科目を重複して履修することはできません(別表は、入学年度により2種類ありますので、ご注意ください)。

別 表 (平成24年度以前入学者用)

現代教養コース開講科目			経済経営学類開講科目	
	授業科目名	単位数	授業科目名	単位数
現代教養科目	モダンエコノミクス入門	2	モダンエコノミクス入門	2
	政治経済学入門	2	政治経済学入門	2
	経済データの見方・読み方	2	対応科目なし	
	データで見る日本経済	2	データで見る日本経済	2
	経営学入門	2	経営学入門	2
	企業と簿記会計	2	対応科目なし	
	簿記原理	2	簿記原理	2
モデル専門科目	ミクロ経済学	2	ミクロ経済学Ⅰ	2
			ミクロ経済学Ⅱ	2
	マクロ経済学	2	マクロ経済学Ⅰ	2
			マクロ経済学Ⅱ	2
	世界経済論	2	世界経済論Ⅰ	2
			世界経済論Ⅱ	2
	日本経済論	2	日本経済論	2
	現代の地域経済	2	地域経済論Ⅰ	2
			地域経済論Ⅱ	2
	現代世界の社会と思想	2	対応科目なし	
	経営戦略論	2	経営戦略論	2
	経営学Ⅰ	2	対応科目なし	
	経営学Ⅱ	2	対応科目なし	
	財務諸表論Ⅰ	2	財務諸表論Ⅰ	2
財務諸表論Ⅱ	2	財務諸表論Ⅱ	2	
管理会計	2	管理会計	2	

別 表 (平成25年度以降入学者用)

現代教養コース開講科目			経済経営学類開講科目	
	授業科目名	単位数	授業科目名	単位数
現代教養科目	モダンエコノミクス入門	2	モダンエコノミクス入門Ⅱ	2
	政治経済学入門	2	政治経済学入門Ⅱ	2
	経済データの見方・読み方	2	対応科目なし	
	データで見る日本経済	2	対応科目なし	
	経営学入門	2	経営学入門Ⅱ	2
	企業と簿記会計	2	対応科目なし	
	簿記原理	2	企業と簿記会計Ⅱ	2
モデル専門科目	ミクロ経済学	2	ミクロ経済学Ⅰ	2
			ミクロ経済学Ⅱ	2
	マクロ経済学	2	マクロ経済学Ⅰ	2
			マクロ経済学Ⅱ	2
	世界経済論	2	世界経済論Ⅰ	2
			世界経済論Ⅱ	2
	日本経済論	2	日本経済論	2
	現代の地域経済	2	地域経済論Ⅰ	2
			地域経済論Ⅱ	2
	現代世界の社会と思想	2	対応科目なし	
	経営戦略論	2	経営戦略論Ⅰ	2
	経営学Ⅰ	2	対応科目なし	
	経営学Ⅱ	2	対応科目なし	
	財務諸表論Ⅰ	2	財務諸表論Ⅰ	2
	財務諸表論Ⅱ	2	財務諸表論Ⅱ	2
管理会計	2	管理会計	2	

6. 昼間開講科目を卒業要件単位に計上できる上限

現代教養コース学生が要卒単位に計上できる昼間開講科目の上限は、他大学等における授業科目の単位を含めて60単位までとします。(次頁参照)

「60 単位」 枠について

★現代教養コースにおいて、下記の履修による単位数の合計が、60 単位を超えた場合、超えた単位数については、**要卒外の単位**となりますので、注意してください。（編入学・学士入学生の場合、昼間開講の「開放科目」については、24 単位まで要卒単位として認めます。）

1. 昼間開講科目を履修するとき
 - ①「開放科目」として昼間コースの専門科目を履修するとき
（所属モデルにより、専門科目の単位または自由選択領域の単位となる。）
 - ②「広域選択科目」、「総合科目」を履修するとき

2. 他大学等における授業科目を履修するとき（単位互換科目の履修）

3. 能力検定試験等の学修成果の単位
 - ①英語の各種検定試験
 - ②英語以外の外国語の各種検定試験
 - ③語学研修によるもの
 - ④簿記検定

4. 入学前在籍大学等での既修得単位（編入学・学士入学の単位認定の場合を除く）

(8) 履修基準表

現代教養コース履修基準表 (福島大学人文社会学群夜間主コース規程 別表1)

領域区分	科目区分		履修年次	分類	1科目単位数	要卒単位	
自己デザイン領域	基本科目	教養演習Ⅰ	1	必修	2	2+2=4	
	基本科目	教養演習Ⅱ	1	必修	2		
	キャリア創造科目	キャリア形成論	1	必修	2	2	
	(小計)					6	
共通領域	現代教養科目		人間と文化	1~4	選必・自由	2	2×5=10
			社会と歴史	1~4	選必・自由	2	
			自然と技術	1~4	選必・自由	2	
	外国語科目	英語	英語	1	選必・自由	1	英語または非英外国語どちらか一方で4
		英語以外の外国語	英語以外の外国語初級Ⅰ	1	選必・自由	2	
			英語以外の外国語初級Ⅱ	1	選必・自由	2	
	情報教育科目		情報処理Ⅰ	1	自由	2	
	健康・運動科目		健康・運動科学実習Ⅰ	1	必修	1	1+1=2
			健康・運動科学実習Ⅱ	1	必修	1	
(小計)					16		
専門領域	専門科目		1~4	選必・自由	2	40	
	基礎演習		2	必修	2	4	
	専門演習		3~4	必修	2	8	
	卒業研究		4	必修	4	4	
	(小計)					56	
自由選択領域						46	
全体	(総計)					124	

- (注) 1 現代教養科目は各分野から2単位以上、計10単位を計上しなければならない。
 2 「自由選択領域」には、分類欄の「自由」と表記されている科目から卒業要件単位を超えて修得した単位を計上する。
 3 「健康・運動科学実習」は、特別な事情があると認められた場合、「現代教養科目」、「外国語科目」及び「情報教育科目」で代替することができる。
 4 「英語以外の外国語初級」は、週2回履修(セット履修)となる。
 5 「外国語科目」の卒業要件は、「英語」又は「英語以外の外国語初級」のいずれかで4単位を修得するものとする。
 6 卒業要件を超えて修得した現代教養科目のうち指定された科目は専門科目に計上することができる。

4. 特修プログラム、取得できる資格

4. 特修プログラム、取得できる資格

(1) 特修プログラム

昼間コースにおいて開いている「グレードアップ特修プログラム」のうち、「英語特修プログラム」、「情報特修プログラム」及び特修プログラム「ふくしま未来学」については、現代教養コースの学生も履修することが可能です。

「英語特修プログラム」「情報特修プログラム」は、所属モデルに対応する学類のものを履修するようになりますので、各学類の学習案内をご覧ください。特修プログラム「ふくしま未来学」は、昼間開講科目の履修が必要となります。詳細は、教務課の窓口にてご相談ください。

(2) 社会教育主事、学芸員、社会福祉主事資格

ア) 社会教育主事について (コミュニティ共生モデル、法政策モデル限定)

行政政策学類の「学習案内」を参照してください。

なお、開設科目はすべて昼間の行政政策学類開講科目（一部、経済経営学類との共通開講科目）です。（なお、開講科目一覧表のうち「教育発達心理学」は受講できません。）

「コミュニティ共生モデル」、「法政策モデル」の学生以外は履修できないので注意してください。

※4月初旬の昼間の時間帯に、資格取得のためのガイダンス(2年次生対象)を行いますので必ず出席してください。

イ) 学芸員について (コミュニティ共生モデル、法政策モデル限定)

行政政策学類の「学習案内」を参照してください。

なお、開設科目は昼間の行政政策学類開講科目（一部、経済経営学類との共通開講科目）です。また、行政政策学類開講の「博物館実習」が必修であり、さらに古文書講読・古文書学実習または考古学演習・実習に参加することがのぞましいので、現代教養コースのうち、昼間専門演習の履修が可能な「コミュニティ共生モデル」、「法政策モデル」の学生以外は履修できないので注意してください。

※4月初旬の昼間の時間帯に、資格取得のためのガイダンス(2年次生対象)を行いますので必ず出席してください。

- 1) 上記資格ア)～イ) 取得にともなって履修する科目のうち、「人間と教育（教育課程論を含む）」、「教育と方法」の2科目は、学類の単位認定方法に準じて要卒単位外での履修となります。

2) また、上記資格ア)～イ) 取得にともなって履修する行政政策学類昼間開講の専門演習については、現代教養コースの履修基準表での専門演習科目として計上できるものとします。

3) 1)、2) 以外の科目は、「自由選択領域」の要卒単位に含めるものとします。

(ただし、現代教養科目、モデル専門科目として計上が認められている科目の場合はそれぞれ「共通領域」、「専門領域」に計上できるものとします。)

ウ) 社会福祉主事について (所属モデルによる制限はありません。)

社会福祉主事は、社会福祉法に基づいて置かれ、都道府県・市区町村の行政機関においては、各種福祉法令に定められた業務にあたることを職務としています。この職務につくためには地方公務員として任用され、福祉事務所等の部署に配属されなければなりません。また、社会福祉施設等において相談支援業務に従事する場合の基礎的な資格にもなっています。その際、大学で「厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目」を修得して卒業していることが任用の必要条件とされます。

※4月初旬の昼間の時間帯に、資格取得のためのガイダンス(2年次生対象)を行いますので必ず出席してください。

5. 他大学および大学以外の教育施設等における 学修の既修得単位の認定

5. 他大学および大学以外の教育施設等における学修の既修得単位の認定

他大学等（大学間相互単位互換協定校）での履修や、大学以外の教育施設等における学修での単位認定の制度があります。認定される単位は、昼間科目と合わせて60単位を上限とします。以下に、その詳細を述べます。

(1) 他大学等との単位互換科目の認定（2年生以上対象）

本学では、以下の大学等との間で大学間単位互換協定を締結しています。
茨城大学、宇都宮大学、会津大学、いわき明星大学、郡山女子大学、日本大学工学部、東日本国際大学、福島学院大学、福島県立医科大学、会津大学短期大学部、いわき短期大学、郡山女子大学短期大学部、桜の聖母短期大学、福島学院大学短期大学部、福島工業高等専門学校

これは、本学に在学したまま他大学等の特別聴講学生（協定により相手大学等が受け入れる学生）としての受け入れ申請を行い、認められた場合当該大学等において開講される授業科目を聴講できるものです。この場合、修得した授業科目の単位を本学で修得したものとみなします。なお、詳細については、毎年3月中旬にライブキャンパス及び掲示等でお知らせしますので、履修希望者は留意してください。

(2) 能力検定試験等の学修成果の認定

入学後において、実用英語技能検定に合格した場合、TOEIC、TOEFL(iBT)、IELTS、国際連合公用語英語検定試験で規定以上の点数を取得した場合、海外留学時に学修成果を得た場合、本学で修得した単位として認める場合があります。詳細は、所属する各モデル（学類）の学習案内の「英語特修プログラム」の説明をご覧ください。また、英語以外の外国語についての能力判定のための各種検定試験の結果をもって、共通領域の英語以外の外国語の科目の単位に充当することができる場合があります。これについても、詳細は、所属する各モデル（学類）の学習案内の「授業科目の履修によらない英語以外の外国語の単位修得関連ページ」をご覧ください。

日本商工会議所（日商）簿記検定1級または2級を取得した学生に対して、現代教養科目の「簿記原理」を修得したものとして単位を認定する制度があります。単位認定を希望する学生は、掲示等で周知した期間（例年9月下旬）までに、教務担当窓口に申請してください。

(3) 入学前在籍大学等での既修得単位

本学に入学する前に在籍していた大学や短期大学等で修得した単位は、本学で修得すべき授業科目の単位に充当できる場合があります。入学手続きの案内に記載があるように、該当者は定められた期日までに申請してください。なお、当該授業科目の単位・成績証明書や授業内容のわかるシラバス等の提出が必要となります。

6. 大学間交流協定に基づく学生派遣について

6. 大学間交流協定に基づく学生派遣について

本学では大学間交流協定に基づき海外の48大学と学術交流協定を締結しています。また、以下の31大学と学生交流協定を締結しており、交換留学をはじめとした学生の派遣・受入れによる交流を行っています。以下の海外協定大学への交換留学を希望する学生は以下により応募してください。

「留学」というと不安を感じる方もいるかもしれません。また、生活費はどれくらいかかるのか、語学力はどの程度必要なのか、などの疑問がある方もいるかと思えます。これらの疑問については、春と秋に開催する「留学フェア」にて詳しく説明します。また、国際交流センターで留学に関する相談をいつでも受け付けています。

◇学生交流協定締結大学 18ヵ国・地域31大学 ※1

国名・地域	協定先	URL
中国	華東師範大学	http://www.ecnu.edu.cn/
	河北大学	http://www.hbu.edu.cn/
	重慶理工大学	http://english.cqut.edu.cn/
韓国	韓国外国語大校	http://foreign.hufs.ac.kr/foreign/jap/index.jsp http://international.hufs.ac.kr (留学生用)
	ソウル市立大校	http://english.uos.ac.kr/
	中央大学	http://neweng.cau.ac.kr/01_about/welcome01.php
台湾	文藻外語大学	http://www.wzu.edu.tw/
フィリピン	アテネオ・デ・マニラ大学	http://www.ateneo.edu/
ベトナム	ベトナム国家大学ハノイ人文社会科学大学	http://www.ush.edu.vn/
	トゥイロイ大学	http://en.tlu.edu.vn/
オーストラリア	クィーンズランド大学	http://www.uq.edu.au/
アメリカ合衆国	ニューヨーク州立大学アルバニー校	http://www.albany.edu/
	コロラド州立大学	http://www.colostate.edu/
	オザークス大学	http://www.ozarks.edu/
	サンフランシスコ州立大学	http://www.sfsu.edu/
英国	グラスゴー大学	https://www.gla.ac.uk/
	ノーサンブリア大学	https://www.northumbria.ac.uk/
ドイツ	ルール大学ボーフム	http://www.ruhr-uni-bochum.de/index_en.htm
	ハノーファー大学	https://www.uni-hannover.de/en
	ルートヴィヒスハーフェン経済大学	http://www.hs-lu.de/en.html
オランダ	ハンザUAS・フローニンゲン大学	https://www.hanze.nl/nld
スペイン	サラゴサ大学	https://www.unizar.es/
セルビア	ベオグラード大学	http://www.bg.ac.rs/en/
ルーマニア	ブカレスト大学	http://www.unibuc.ro/e/
ハンガリー	カーロリ・ガーシュパール・カルビン派大学	http://www.kre.hu/english/
スロベニア	リュブリャナ大学	http://www.uni-lj.si/
ベラルーシ	ベラルーシ国立大学	http://www.bsu.by/
ロシア	極東国立交通大学	http://en.dvgups.ru/
トルコ	アンカラ大学	http://www.ankara.edu.tr/
	中東工科大学	http://www.metu.edu.tr/
	エーゲ大学	http://www.ege.edu.tr/

※1 学生交流協定を締結している大学については、留学先大学への入学金、検定料、授業料の納入は免除されます。ただし、留学期間中、福島大学に授業料を納入する必要があります。その他、渡航費、生活費など、留学に関わる費用は原則自己負担となります（一部の渡航先については、奨学金があります）。

1. 派遣人数および対象学類等（全学類、研究科対象）

協定先	人数
河北大学	10名以内
その他の協定校	原則2名以内

※受入れの状況により、年度毎の派遣人数は調整される場合があります。

2. 応募資格等

協定先	応募資格
河北大学、華東師範大学、重慶理工大学	中国語初級を履修中又は履修済みであること。
韓国外国語大学校、ソウル市立大学校、中央大学	授業科目「韓国朝鮮語初級」、「朝鮮語コミュニケーション(～H27)」、「朝鮮の言語と文化(～H27 開講)」を履修中又は履修済みの者、韓国に勉学上の関心のある者
ルール大学ボーフム、ハノーファー大学	ドイツ語初級を履修中または、履修済みであること。
ベラルーシ国立大学、極東国立交通大学	ロシア語初級を履修中、または履修済みであること。
文藻外語大学、クィーンズランド大学、コロラド州立大学 ニューヨーク州立大学アルバニー校、オザークス大学、サンフランシスコ州立大学、アテネオ・デ・マニラ大学、グラスゴー大学、ノーサンブリア大学、ハンザ UAS・フローニンゲン大学、リュブリャナ大学、サラゴサ大学、ベオグラード大学、 ロードヴィヒスハーフェン経済大学、 カーロリ・ガーシュパール・カルビン派大学	各協定校が求める語学条件を備えていること。
ブカレスト大学	語学要件なし

※その他の大学及び詳細については国際交流センターへお問い合わせください。

3. 留学期間

協定先	期間
クィーンズランド大学	原則として1年（7月）
その他の大学	原則として1年（8月～10月）

※詳細については国際交流センターへお問い合わせください。

4. 派遣までの日程

平成30年度は、下記のとおり募集を行います。募集は、国際交流センターの掲示版やホームページにて行います。なお、日程については、変更になる可能性もあります。

平成30年11月上旬～平成31年1月31日	募集
平成31年2月上旬～中旬	面接選考
平成31年2月下旬	派遣内定
平成31年3月～7月	交換留学に向けての準備期間 (ビザの取得、航空券の手配)
平成31年7月下旬	危機管理、奨学金手続き等の説明会
平成31年8月～10月	派遣先大学へ出発

※派遣先大学から受入許可がおりて正式に派遣決定となります。選考により派遣内定を得た場合であっても、

受入許可がおりない場合は派遣が取り消されます。

※派遣学生は、日本学生支援機構又は福島大学学生教育支援基金から給付型奨学金を受給する可能性があります。給付金額は、地域によって異なりますが、1ヶ月あたり3～10万円となります。

5. その他

「トビタテ！留学 JAPAN」による留学を考えている方は、下記のホームページを参照してください。なお、申請時期や申請方法に関する質問については、国際交流センターにお問い合わせください。

<http://www.tobitate.mext.go.jp/>

その他、留学に関する問い合わせは国際交流センター（TEL:024-503-3066）までお願いします。

7. 諸手続き

- (1) 証明書の発行手続き
- (2) 休退学等の届出

7. 諸手続き

(1) 証明書の発行手続き

在学証明書、成績証明書、卒業見込証明書、身体検査証明書、JRの学割証及び通学定期券購入証明書は、共通講義棟（M棟）1階に設置の自動発行機により、交付を受けることができます。利用できる時間は8:30～20:30ですが、土・日・祝日・年末年始の休業日及び大学行事により講義棟への出入りのできない日は利用できませんので、必要日から余裕を持って手続きを取るようになしてください。

請求には情報処理センターから発行される、IDとパスワードが必要です。発行機にトラブルが生じた時は教務担当窓口まで申し出てください。卒業後の証明書申請手続きは本学のHPに掲載されています。発行まで時間のかかる場合もありますので、余裕を持って申請してください。

なお、成績証明書等の厳封を必要とする場合は、証明書自動発行機で交付された証明書を窓口を持参のうえ申し込んでください。

自動発行機で取得できる証明書

学割証	最大、1日3枚まで発行できます。
在学証明書	—
JR通学定期券購入証明書	LiveCampusに学籍情報を登録していて、定期券が必要な地域に在住の学生のみ発行できます。
成績証明書	—
卒業見込証明書	LiveCampusの就職システムに志望調査登録をした最高学年の学生を対象に発行します。
身体検査証明書	保健管理センターで定期検診を受けた学生のみ。 また、異常が認められた学生には発行されません。

(2) 休退学等の届出

休学、退学、改姓など身分に関わる異動が生じた場合は所定の手続きが必要となりますので、速やかに担当まで申し出てください。住所の移動はライブキャンパス上で修正登録を行います。

なお、休学や退学の異動の場合は授業料の納入期と関わりが生じ、手続きの遅れが多大な経済的負担を生じる場合がありますので、次のことに留意ください。

- ①授業料は年間2回に分け（前期・後期）その納入期限を前期は4月に、後期は10月に納入することになっています。
- ②納入方法は入学時に届け出た銀行等の口座より引き落としとなりますので、期日までに所定額を入金しておくようになしてください。
- ③休学や退学の事由が生じた場合、在籍している学期分の授業料は納入しなければならなくなりますので留意してください。このため、9月及び3月時の学期末に生じた異動は速やかに担当に申し出る必要があります。

8. 関係規程等

- (1) 福島大学学群規則
- (2) 福島大学人文社会学群夜間主コース規程
- (3) 福島大学試験規則
 - ・【追試験を認める場合の運用について】
 - ・学生受験心得
 - ・不正行為に該当する行為について
 - ・「公欠」についての申し合わせ
 - ・「未完了」手続きの許可に関する運用について
- (4) 福島大学単位認定規程
 - ・英語に係る技能審査の単位認定に関する要項
 - ・英語の語学研修に係る学修の単位認定に関する要項
 - ・英語以外の外国語に係る技能審査の単位認定に関する要項
 - ・英語以外の外国語の語学研修に係る学修の単位認定に関する要項
 - ・簿記に係る技能審査の単位認定に関する要項
- (5) 福島大学人文社会学群夜間主コース卒業研究取扱要項
- (6) 福島大学人文社会学群夜間主コース長期履修学生に関する取扱規則
- (7) 福島大学人文社会学群夜間主コース長期履修学生に関する運営細則

8. 関係規程等

(1) 福島大学学群規則

制定 平成 17 年 1 月 11 日

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、福島大学学則（昭和 24 年 6 月 1 日制定。以下「学則」という。）第 2 条に基づく学群に関し、必要な事項を定める。

第 2 章 教育課程の組織

(専攻)

第 2 条 人文社会学群に置かれる各学類の昼間コースに、次の各号に掲げる専攻を置く。

一 人間発達文化学類

人間発達専攻

文化探究専攻

スポーツ・芸術創造専攻

二 行政政策学類

法学専攻

地域と行政専攻

社会と文化専攻

三 経済経営学類

経済分析専攻

国際地域経済専攻

企業経営専攻

2 理工学群に置かれる共生システム理工学類に、次に掲げる専攻を置く。

人間支援システム専攻

産業システム工学専攻

環境システムマネジメント専攻

(モデル)

第 3 条 人文社会学群に置かれる各学類の夜間主コースに、次の各号に掲げるモデルを置く。

一 人間発達文化学類

文化教養モデル

- 二 行政政策学類
 - 法政策モデル
 - コミュニティ共生モデル
- 三 経済経営学類
 - ビジネス探究モデル

第3章 雑則

(現代教養コース)

第4条 人文社会学群に置かれる各学類の夜間主コースを、現代教養コースと総称する。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、各学類（夜間主コースを除く。）に関し必要な事項については、各学類教員会議の議を経て各学類長が別に定める。

2 この規則に定めるもののほか、夜間主コースに関し必要な事項については、現代教養コース運営委員会の議を経て現代教養コース運営委員会委員長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(2) 福島大学人文社会学群夜間主コース規程

制定 平成17年4月1日

改正 平成20年3月31日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 福島大学人文社会学群に置かれる各学類の夜間主コース（以下「現代教養コース」という。）学生の履修等に関する事項は、福島大学学則（昭和24年6月1日制定。以下「学則」という。）及び福島大学学群規則（平成17年1月11日制定。以下「学群規則」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(目的)

第1条の2 現代教養コースは、現代社会を理解し、生活課題・地域社会が直面する問題を解決できる現代的教養を身に付けた人材を養成することを目的とする。

第2章 入学及びモデル所属

(入学者の選考)

第2条 学則第19条第2項に規定する入学者の選考は、学力試験等の結果に基づき、現代教養コース運営委員会（以下「運営委員会」という。）の議を経て現代教養コース運営委員会委員長（以下「委員長」という。）が行い、結果を各学類教員会議へ報告するものとする。

2 前項に規定するもののほか、入学定員の一部については、推薦等による選考を行うことができる。

(所属モデル)

第3条 学生は、学群規則第3条に規定するモデルのいずれかに所属しなければならない。

2 モデルの所属は、2年次の学年の始めに決定する。

第3章 再入学、編入学及び学士入学

(再入学)

第4条 学則第20条の規定に基づく再入学の選考は、退学理由等を審査し、運営委員会の議を経て委員長が行い、結果を各学類教員会議へ報告するものとする。

2 再入学できるモデルは、当該希望者が退学時に所属していたモデルとする。

(編入学)

第5条 学則第21条の規定に基づく編入学の選考は、学力検査等の結果に基づき、運営委員会の議を経て委員長が行い、結果を各学類教員会議へ報告するものとする。

2 編入学できる年次は3年次とする。

(学士入学)

第6条 学則第21条の2の規定に基づく学士入学の選考は、学力検査等の結果に基づき、運営委員会の議を経て委員長が行い、結果を各学類教員会議へ報告するものとする。

第4章 履修基準

(単位修得の基準)

第7条 単位修得の基準は、学生の所属するモデルに応じ別表1に定める単位数以上とする。

2 第5条及び第6条の規定に基づき入学をした者の単位修得基準は、既に修得した授業科目の単位及び成績等を審査のうえ、運営委員会の議を経て委員長が定める単位数とする。

(履修方法の基準等)

第8条 開設授業科目、単位数及び履修方法の基準等は、自己デザイン領域、共通領域、専門領域及び自由選択領域ごとに、それぞれ学生の所属するモデル等に応じ、運営委員会の議を経て委員長が別に定め、各学類教員会議へ報告するものとする。

(授業科目の履修)

第9条 学生は、前2条に規定する基準に基づき、授業科目を履修し、単位を修得しなければならない。

(履修登録)

第10条 学生が授業科目を履修しようとするときは、所定の期日までに履修登録をしなければならない。

(履修登録の上限)

第11条 学期ごとに履修登録できる単位数の上限は、運営委員会の議を経て委員長が別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

第12条 学則第13条の5の規定に基づき、他の大学又は短期大学の授業科目を履修しようとする学生は、委員長に願い出なければならない。

2 委員長は、前項に規定する願い出について、運営委員会の議を経て当該他の大学又は短期大学と協議のうえ、授業科目の履修を許可することができる。

3 前項の規定により修得した単位は、現代教養コースにおいて修得したものとみなす。

(大学以外の教育施設等における学修)

第13条 学則第13条の6の規定に基づき、大学以外の教育施設等において学修しようとする学生は、委員長に願い出なければならない。

2 委員長は、前項に規定する願い出について、運営委員会の審査を経て当該教育施設等と協議のうえ、学修を許可することができる。

3 前項に規定する学修は、現代教養コースの授業科目を履修したものとみなし、単位を与えることができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第14条 学則第13条の7第1項の規定に基づき、単位の認定を受けようとする学生は、単位修得証明書及び成績証明書を添え委員長に願い出なければならない。

2 学則第13条の7第2項の規定に基づき、単位の認定を受けようとする学生は、現代教養コースの指定する書類を添え、委員長に願い出なければならない。

3 委員長は、前2項に規定する願い出について、運営委員会で審査のうえ、現代教養コースの授業科目を履修したものとみなし、単位を与えることができる。

(昼間コースの授業科目の履修)

第15条 昼間コースの授業科目を履修しようとする学生は、運営委員会が認める授業科目の中から履修することができる。

2 前項の規定により修得した単位は、前3条により現代教養コースにおいて修得したものとみなす単位と合わせて60単位を超えない範囲で現代教養コースにおいて修得したものとみなす。

第5章 留学及び転モデル

(留学)

第16条 学則第24条の2の規定に基づき留学した期間は、現代教養コースに在学したものとみなす。

(転モデル)

第17条 現代教養コースの学生で、他のモデルに転モデルを希望する者に対しては、運営委員会で選考のうえ、転モデルを許可することができる。

2 選考は、運営委員会の議を経て委員長が行い、結果を各学類教員会議へ報告するものとする。

第6章 卒業

(卒業の要件)

第18条 委員長は、次の各号の一に掲げる者を現代教養コース所定の課程を修めたものと認めるものとする。

一 現代教養コースに4年以上在学し、別表1に定める単位数以上の単位を修得した者

二 第5条及び第6条の規定に基づき入学等をした者で現代教養コースに所定の期間在学し、第7条第2項に規定する単位数以上の単位を修得した者

2 卒業の判定は、運営委員会の議を経て委員長が行い、結果を各学類教員会議へ報告するものとする。

(卒業の時期)

第19条 卒業の時期は、3月又は9月とする。

第7章 特別聴講学生等

(特別聴講学生)

第20条 委員長は、学則第37条の2の規定に基づき他の大学又は短期大学若しくは高等専門学校が本学の授業科目を履修したい旨願い出たときは、運営委員会の議及び当該他の大学又は短期大学若しくは高等専門学校との協議を経て許可することができる。

2 許可された学生については、各学類教員会議に報告するものとする。

第8章 雑則

(規程の改正)

第21条 この規程を改正しようとするときは、運営委員会の議を経なければならない。
(補則)

第22条 この規程に定めるもののほか、現代教養コースに関し必要な事項については、運営委員会の議を経て委員長が別に定め、各学類教員会議に報告するものとする。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度の入学に係る者から適用する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(3) 福島大学試験規則

制定 昭和44年3月18日

改正 昭和61年4月1日 平成11年3月16日 平成14年2月19日
平成16年4月1日 平成17年2月15日 平成17年11月15日
平成18年3月7日

(趣旨)

第1条 この規則は、福島大学学則(昭和24年6月1日制定。以下「学則」という。)

第15条第2項の規定に基づき、福島大学の試験に関し、必要な事項を定める。

(試験の方法)

第2条 単位の認定は、試験によって行う。試験は、原則として筆記試験とするが、科目によっては、レポート又は実技等によることができる。

2 前項の規定にかかわらず平常の成績をもって試験に代えることができる。

(試験の期間)

第3条 試験は次のとおりとする。

一 正規試験

二 平常試験

2 正規試験は正規試験期間及び補講期間(以下「試験期間」という。)に行う試験で第7条及び第10条の規定が適用される試験をいい、平常試験は授業期間または補講期間等に行う試験で第7条及び第10条の規定が適用されない試験をいう。

3 正規試験の科目は試験期間開始日の2週間前までに、試験日程は試験期間開始日の1週間前までに発表する。

4 教育実習及び学則第24条の2に定める留学等の特別の理由により正規試験を受験できない場合は、前項の日程とは別に正規試験の受験を認めることがある。この場合の試験日程については、別に発表する。

5 前項の試験を受験しようとする者は、各学類等が指定した期日までにその旨を願い出なければならない。

(受験資格等)

第4条 試験を受けることができる科目は、あらかじめ履修登録を行っている科目とする。この場合において、試験の科目によっては、出席時数を受験資格の条件とすることがある。

2 正規試験(前条第4項に規定する試験を含む。以下「正規試験」という。)を受験しなかった場合は、第7条の規定により追試験を認められた場合及び福島大学単位認定規程(平成17年2月17日制定)第2条第3項の規定により未完了の手続きが認められた場合を除き、試験期間終了の翌日で不合格とみなす。

(不合格科目の受験)

第5条 不合格科目を再び受験しようとする場合には、改めて履修登録をしなければならないものとする。

第6条 削 除

(追試験)

第7条 病気その他やむを得ない事情により正規試験を受験できなかった者については、追試験を認めることがある。この場合において、追試験を受験しようとする者は、試験期間及び当該期間終了の翌日（土曜日に当たる時は翌々日、日曜日に当たるときは翌日）までに、追試験受験願（病気の場合は医師の診断書を、その他の場合はその証明書等を添付）を提出しなければならない。

2 追試験は、当該学期末の各学類等が指定した期日に行う。

第8条 削除

(単位の認定)

第9条 単位の認定に関する規程は、別に定める。

(不正行為)

第10条 正規試験において受験者が不正行為をした場合は、その学期における本人の総ての履修登録を取り消し、学則に基づき懲戒を行うものとする。

附 則

- 1 この規程は、昭和44年3月18日から施行し、昭和44年4月1日から適用する。
- 2 福島大学教育学部試験規程及び福島大学経済学部試験規程は、この規程適用の日から廃止する。

附 則

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年3月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成17年3月31日から引き続き在学する者及び福島大学学則(昭和24年6月1日制定)第20条から第21の2の規定に基づき教育学部、行政社会学部または経済学部に入学者に係る第4条、第6条及び第8条から第10条の規定は、この規則による改正後の福島大学試験規則にかかわらず、なお、従前の例による。この場合において、第4条の規定に基づき出席時数の不足により受験資格を失ったとき及び正規試験を受験できなかった者で第7条の規定に基づく追試験の手続きを行わなかったときは、当該科目を無効とし、また、不正行為をした場合は、その学期における本人の全ての履修登録科目を無効とし、学則に基づき懲戒を行うものとする。

附 則

この規則は、平成17年11月15日から施行し、平成17年10月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

福島大学試験規則に基づき「病気その他やむを得ない事情」として認めることがある場合の運用について

平成17年3月3日 専門教育委員会
平成18年9月12日 教務協議会
平成21年7月27日 教務協議会
平成24年3月21日 教務協議会
平成25年2月21日 教務協議会

1. 福島大学試験規則第7条第1項にいう「病気その他やむを得ない事情」として審査を行う場合は、この運用により行うものとする。
2. 「病気その他やむを得ない事情」とは、次の事項をいう。追試験受験を希望する者は、所定の追試験受験願に欠席の理由を証明できる証明書等を添えて学類が指定する期間に提出しなければならない。なお、追試験の受験を願い出てきた者の審査は、副学長が行う。
 - 一 本人の病気や怪我
(世帯主もしくは配偶者のある者にあつては、一親等内の病気や怪我を含む。)
 - 二 配偶者又は三親等内の親族の病気又は怪我で、看護を要するとき。
 - 三 配偶者又は三親等内の親族の死亡による忌引き
 - 四 天災その他の非常災害
 - 五 交通機関の突発事故
(電車、バス等の公的機関に限る。)
(ただし証明書を取得することが困難な事情にあつた者で、審査者が面談等により当該交通機関を利用していたものと認めた者を含む。)
 - 六 会社説明会及び就職試験出席(試験地への移動日を含む。)
 - 七 社会人については、やむを得ない残業又は出張
 - 八 妊娠・出産
 - 九 大学が単位認定を行う学外の研修に参加する場合
 - 十 公的機関が行う海外派遣事業に、部局長の承認を得て参加した場合
 - 十一 日本学生陸上競技対校選手権大会等、国民体育大会以上の大会に出場した場合
 - 十二 裁判員又は裁判員候補者に選任された場合
 - 十三 その他適当と認められる特別の理由

学生受験心得

(入室時間)

1. 毎試験開始5分前までに試験室に入ること。

(遅刻)

2. 30分以上遅刻した者は、原則として入室を認めない。

(試験室)

3. 指定された試験室で受験しなければならない。

(学生証の携帯)

4. 必ず学生証を携帯して入室し、机上の見やすいところに置くこと。学生証を携帯しない者は、受験することができない。なお、身分証明書をもって学生証に代えることはできない。

(不用品の携帯禁止)

5. 別段の指示のない限り、受験に不用の品を携帯してはならない。なお、携帯電話等は電源を切って指定の場所に置くこと。

(受験者の外出)

6. 受験中は監督者の許可がなければ試験室外に出てはならない。

(退室時間)

7. 試験開始後30分以上経過しなければ退室してはならない。

(試験時間終了前の答案提出)

8. 試験時間終了前に、答案を作成し終わったときは、答案を所定の場所に提出して退室すること。

(試験時間終了時の答案提出)

9. 試験時間が終了した時は、ただちに答案作成の作業をやめて答案を所定の場所に提出すること。受験者はいかなる場合も答案を試験室外に持ち出してはならない。

(不正行為)

10. 試験室内で不正と思われる行為があったと認められたときは、監督者の指示に従うこと。

(その他)

11. その他一切の疑問に関しては監督者の指示に従うこと。
12. 試験の妨げになるので、退室後の私語は慎むこと。

不正行為に該当する行為について

次の行為は不正行為となります。留意してください。

1. カンニング（カンニングペーパーや参考書、他の受験者の答案等を見ること、他の人から答えを教わること 等）をすること。
2. 持込みが許可されていない教科書、参考書、ノート、プリント、辞書、その他の資料等をポケット等に所持すること、又は机の中に入れておくこと。
3. 他人の代わりに受験すること、又は他人に自分の身代りとして受験させること。
4. 使用が許可された参考書等を試験中に貸借する行為。
5. 机や壁、身体等に不正な書き込みをすること。
6. 試験時間中に答えを教えるなどの他の受験者を利するような行為をすること。
7. 他人の答案用紙と交換すること。
8. 私語や動作等によって不正な連絡をすること。
9. 携帯電話、パソコン、電子辞書、その他情報通信機器を使用すること。
10. 試験室において、試験監督者等の指示に従わず他の受験者の迷惑となる行為をすること。
11. その他、試験の公平性を損なう行為。

不正行為と認定された場合は、不正行為のあった日から1か月以内の停学処分となり、その学期における総ての履修登録科目が取り消されます。

授業の欠席に関する取り扱い

平成31年1月22日 教務協議会

1. 次の各号の理由により授業を欠席する場合は、一定の様式に基づく届けを提出することにより福島大学単位認定規程第3条第3項に規定する欠席時数として算入しないこととする（但し、集中講義を除く）。

(1) 教育職員免許法上の必修科目である「教育実習」、「介護等体験」、児童福祉法上の必修科目である「保育実習」及び公認心理師法上の必修科目である「心理実習」に参加する場合

(2) 学校保健安全法の規定に基づく学長による出席停止の指示に従う場合

(3) 裁判員制度による裁判員及び裁判員候補者に選任された場合

(4) 親族が死亡した場合で、葬儀その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のために通学ができないとき（*）

2. 上記の他に欠席時数として算入しない取り扱いとする場合は、全学教務協議会でこれを認定する。

3. 上記の理由により欠席した学生については、当該科目担当教員は単位の認定上不利益とならないよう代替措置を講じるものとする。

4. この取り扱いは平成31年度から適用する。

5. この取り扱いの制定に伴い、「『公欠』についての申し合わせ」は廃止する。

(*) 1(4)の親族の範囲は、配偶者、一親等（父母、子）、二親等（祖父母、兄弟姉妹、孫）とし、その期間は、親族の範囲が、
の場合、連続7日間（休日を含む）の範囲内の期間、
の場合、連続3日間（休日を含む）の範囲内の期間とする。

「未完了」手続きの許可に関する運用について

平成17年2月17日 専門教育委員会

1. 福島大学単位認定規程（平成17年2月17日制定）第2条第3項の規定に基づく「未完了」手続きの許可は、この運用により行うものとする。
2. 「未完了」の手続きは、次の各号の一に該当する場合について許可することができる。
 - 一 本人の疾病や事故
（医師の診断書等その事実を証明する書類を必要とする。）
 - 二 外国の大学等で学習するとき
（入学許可書等の証明書を必要とする。）
 - 三 社会人の学生で勤務又は家庭の事情によって修学が困難であるとき
（勤務先の証明書又は理由書を必要とする。）
 - 四 休学により受講を継続することが困難になったとき
（休学願の写及び証明書類の写を必要とする。）
 - 五 その他適当と認めたとき

福島大学単位認定規程

平成17年2月17日

改正 平成29年3月17日

改正 平成31年1月22日

(趣旨)

第1条 この規程は、福島大学試験規則(昭和44年3月18日制定。以下「試験規則」という。)第9条の規定に基づき、単位の認定に関し、必要な事項を定める。

(履修登録)

第2条 学生は、受講する科目について、所定の期間に履修登録の手続を行わなければならない。

2 履修登録を撤回しようとする時は、所定の期間に履修登録撤回の手続を行わなければならない。

3 前項に規定する期間を過ぎてから、病気や事故などやむを得ない理由及び休学や留学などで受講を継続することが困難になった場合については、所定の期間に同項の手続を行うことがある。

(単位の認定)

第3条 単位の認定は、各科目について次の5段階で評価し、SからCを合格とする。

評価	学修成果	評点
S	単位認定基準を満たし、かつ、全ての項目で優秀な学修成果をあげた	90点～100点
A	単位認定基準を満たし、かつ、多くの項目で優秀な学修成果をあげた	80点～89点
B	単位認定基準を満たし、かつ、いくつかの項目で優秀な学修成果をあげた	70点～79点
C	単位認定基準を満たす最低限の学修成果をあげた	60点～69点
F	単位認定基準の学修成果をあげられなかった	59点以下

2 評価は、筆記試験、論文、報告書、実技又は平常の成績等によって行う。

3 受講する科目の欠席時数が当該科目の総授業時数の3分の1を超えた場合は、原則として当該科目の単位認定は行わない。

4 第1項に規定する評価以外に、教育実習等に合格した場合は「G」で、他大学等で修得した科目等を認定された場合は「N」で評価する。

(授業料未納期間の単位認定)

第4条 福島大学学則(昭和24年6月1日制定。以下「学則」という。)第26条第1項の規定により除籍された者のうち、授業料未納期間にかかる単位の認定はしないものとする。ただし、学則第26条第1項第5号により除籍された者で再入学を許可された者が、当該未納期間の授業料に相当する額を納入した場合は、その期間にかかる単位を認定するものとする。

附 則

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

- 2 平成17年3月31日から引き続き在学する者及び福島大学学則(昭和24年6月1日制定。)第20条から第21条の2の規定により教育学部、行政社会学部及び経済学部に入학을許可される者に係る単位認定の評価基準は、第3条の規定にかかわらず、次のとおりとし、可以上を合格とし、不可を不合格とする。また、改正前の試験規則第6条に基づく試験及び再試験に合格した者の成績は、50点とし、出席時数の不足により受験資格を失った場合または正規試験を受験しなかった場合で試験期間終了の翌日までに追試験の手続きを行わなかった場合は、当該科目を無効とし、不正行為をした場合は、その学期における当人の全ての履修登録科目を無効とするものとする。

評価	基準
優	100点を満点として80点から100点まで
良	100点を満点として60点から79点まで
可	100点を満点として50点から59点まで
不可	100点を満点として50点未満

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月31日から引き続き在学する者及び福島大学学則(昭和24年6月1日制定。)第20条から第21条の2の規定により、平成32年度までに人間発達文化学類、行政政策学類、経済経営学類及び共生システム理工学類に入학을許可される者に係る単位認定の評価基準は、第3条の規定にかかわらず、次のとおり5段階で評価し、AからDを合格とする。また、改正前の本規程第2条第3項に基づく未完了の手続きについても引き続き適用する。

評価	基準
A	きわめて優秀
B	優秀
C	望ましい水準に達している
D	望ましい水準に達していないが不合格ではない
F	不合格

2018 年度入学生までの 英語に係る技能審査の単位認定に関する要項

制定	平成 17 年 2 月 17 日	専門教育委員会
改正	平成 19 年 3 月 5 日	
改正	平成 23 年 2 月 22 日	教務協議会
改正	平成 24 年 2 月 29 日	教務協議会
改正	平成 28 年 7 月 20 日	教務協議会
改正	平成 31 年 3 月 20 日	教務協議会

(趣旨)

第 1 条 この要項は、福島大学学則(以下「学則」という。)第 13 条の 6 第 3 項の規定に基づき、英語に係る技能審査の単位認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(単位を認定する技能審査)

第 2 条 本学における授業科目の履修とみなし、単位を認定する技能審査は、次のとおりとする。

- 一 実用英語技能検定
- 二 TOEIC
- 三 TOEFL(iBT)
- 四 IELTS
- 五 国際連合公用語英語検定試験

(単位を認定する授業科目及び単位数等)

第 3 条 在学中に当該試験に合格又は規定以上のスコアを取得した学生は、申請により、単位認定を受けることができる。単位を認定する級及びスコア並びに認定できる単位数については別表のとおりとする。

- 2 前項により与えることのできる単位のうち自由選択領域 4 単位を限度として卒業に必要な単位に含めることができる。
- 3 前 2 項により与えることのできる単位数は、学則第 13 条の 5 第 1 項及び第 2 項並びに同第 13 条の 7 第 1 項及び第 2 項の規定により本学において修得したものとみなすことのできる単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。
- 4 単位は、福島大学単位認定規程(平成 17 年 2 月 17 日制定)に基づき、「N」で評価する。

(単位認定の申請期間)

第 4 条 単位の認定を申請する者は、所定の単位認定願に合格証明書等の書類を添えて次の期日までに提出しなければならない。

- 一 申請時期が前期 8 月 1 日より 1 週間(1 日が土・日・祝日の場合はその翌日とする)
- 二 申請時期が後期 1 月 10 日より 1 週間(10 日が土・日・祝日の場合はその翌日とする)

(単位の認定方法)

第 5 条 単位の認定可否は、教務委員が判定する。

(単位の通知)

第6条 単位の認定結果は、成績通知書により通知する。

附 則

この要項は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度の入学に係る者から適用する。

附 則

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年7月20日から施行する。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から施行し、2018年度までの入学に係る者までの適用とする。(2020年度編入学生までを含む)

別表

資格試験名	級・点数	科目区分	認定単位数
実用英語技能検定 (日本英語検定協会)	準1級以上	自由選択 領域科目	4単位
TOEIC (Educational Testing Service)	600点以上	自由選択 領域科目	4単位
TOEFL(iBT) (Educational Testing Service)	62点以上	自由選択 領域科目	4単位
IELTS (International English Language Testing System)	5.5点以上	自由選択 領域科目	4単位
国際連合公用語英語検定試験 (日本国際連合協会)	B級以上	自由選択 領域科目	4単位

英語の語学研修に係る学修の単位認定に関する要項

制定	平成 17 年 2 月 17 日	専門教育委員会
改正	平成 29 年 6 月 27 日	教務協議会
改正	平成 31 年 3 月 20 日	教務協議会

(趣旨)

第 1 条 この要項は、英語の語学研修に係る学修の単位認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(単位を認定する語学研修)

第 2 条 本学における授業科目の履修とみなし、単位を認定する語学研修は、次のとおりとする。

- 一 本学が実施する短期語学研修
- 二 その他前号に準ずる短期語学研修

(単位を認定する授業科目及び単位数等)

第 3 条 当該研修を修了した学生は、申請により、単位認定を受けることができる。

- 2 前項により与えることのできる単位のうち自由選択領域科目または自由選択 2 単位を限度として卒業に必要な単位に含めることができる。
- 3 単位は、福島大学単位認定規程(平成 17 年 2 月 17 日制定)に基づき、「N」で評価する。

(単位認定の申請期間)

第 4 条 単位の認定を申請する者は、所定の単位認定願に講座実施機関発行の修了書またはそれに代わるものを添えて次の期日までに提出しなければならない。

- 一 申請時期が前期 8 月 1 日より 1 週間(1 日が土・日・祝日の場合はその翌日とする)
- 二 申請時期が後期 1 月 10 日より 1 週間(10 日が土・日・祝日の場合はその翌日とする)

(単位の認定方法)

第 5 条 本学の教務委員は、次に掲げる条件を満たす場合において、単位を認定する。

- 一 事前・事後指導が行われていること
- 二 出発以前に所定の計画書を教務委員に提出し、承認を得ること

(単位の通知)

第 6 条 単位の認定結果は、成績通知書により通知する。

附 則

この要項は、平成 17 年 4 月 1 日から施行し、平成 17 年度の入学に係る者から適用する。

附 則

この要項は、平成 29 年 6 月 27 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

2018 年度入学生までの
英語以外の外国語に係る技能審査の単位認定に関する要項

制定 平成 17 年 2 月 17 日専門教育委員会
改正 平成 18 年 4 月 1 日
改正 平成 23 年 2 月 22 日教務協議会
改正 平成 26 年 3 月 20 日教務協議会
改正 平成 31 年 2 月 20 日教務協議会

(趣旨)

第 1 条 この要項は、福島大学学則(以下「学則」という。)第 13 条の 6 第 3 項の規定に基づき、英語以外の外国語に係る技能審査の単位認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(単位を認定する技能審査)

第 2 条 本学における授業科目の履修とみなし、単位を認定する技能審査は、次のとおりとする。

- 一 ドイツ語技能検定試験
- 二 共通ヨーロッパ語学証明書 ドイツ語
- 三 実用フランス語技能検定試験
- 四 フランス文部省認定フランス語資格試験
- 五 中国語検定試験
- 六 HSK 漢語水準考試
- 七 ロシア語能力検定公開試験
- 八 スペイン語技能検定
- 九 韓国語能力試験
- 十 日本語能力試験

(単位を認定する級、授業科目及び単位数等)

第 3 条 当該試験に合格した学生は、申請により、単位認定を受けることができる。単位を認定する級及び授業科目並びに認定できる単位数は、別表のとおりとする。

- 2 前項により与えることのできる単位数は、学則第 13 条の 5 第 1 項及び第 2 項並びに同第 13 条の 7 第 1 項及び第 2 項の規定により本学において修得したものとみなすことのできる単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。
- 3 単位は、福島大学単位認定規程(平成 17 年 2 月 17 日制定)に基づき、「N」で評価する。

(単位認定の申請期間)

第 4 条 単位の認定を申請する者は、所定の単位認定願に合格証明書等学修の成果を明らかにする書類を添えて次の期日までに提出しなければならない。

- 一 入学前の申請 入学前年度の 3 月 31 日まで(31 日が土・日・祝日の場合はその翌日とする)
- 二 入学後の申請
申請時期が前期 8 月 1 日より 1 週間(1 日が土・日・祝日の場合はその翌日とする)
申請時期が後期 1 月 10 日より 1 週間(10 日が土・日・祝日の場合はその翌日とする)

(単位の認定方法)

第 5 条 単位の認定可否は、当該言語の責任教員が判定する。

(単位の通知)

第 6 条 単位の認定結果は、成績通知書により通知する。

附 則

この要項は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度の入学に係る者から適用する。

附 則

この要項は、平成18年4月1日から施行し、平成17年度の入学に係る者から適用する。

附 則

この要項は、平成23年4月1日から施行し、平成17年度の入学に係る者から適用する。

附 則

この要項は、平成26年4月1日から施行し、平成17年度の入学に係る者から適用する。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から施行し、平成17年度の入学に係る者から適用する。

別表

資格試験名	級	科目名	認定単位数
ドイツ語技能検定試験 (ドイツ語学文学振興会)	4級	初級・	4単位
	3級	中級	4単位
共通ヨーロッパ語学証明書 - ドイツ語 (欧州理事会文化協調会議教育委員会)	A1	初級・	4単位
	A2	中級	4単位
実用フランス語技能検定試験 (フランス語教育振興協会)	5級	初級	2単位
	4級	初級	2単位
	3級	中級	4単位
フランス文部省認定フランス語資格試験 DELF・DALF (DELF・DALF委員会)	A1	初級・	4単位
	A2	中級	4単位
中国語検定試験 (日本中国語検定協会)	準4級	初級	2単位
	4級	初級	2単位
	3級	中級	4単位
HSK漢語水準考試 (孔子学院総部/国家漢弁)	1級	初級	2単位
	2級	初級	2単位
	3級	中級	4単位
ロシア語能力検定公開試験 (東京ロシア語学院)	4級	初級・	4単位
	3級	中級	4単位
スペイン語技能検定 (日本スペイン協会)	6級	初級	2単位
	5級	初級	2単位
	4級	中級	4単位
韓国語能力試験 (韓国教育財団)	1級	初級	2単位
	2級	初級	2単位
	3級	中級	4単位
日本語能力試験(注2) (日本国際教育支援協会)	N1	日本語	2単位

A 1 (Start Deutsch 1 または Fit in Deutsch 1)、 A 2 (Start Deutsch 2)

- 注) 1 単位を認定された授業科目の級以下の授業についても合わせて単位を認定する。
 また、別表記載の資格試験の級より上位の級に合格したものについても、同様に単位を認定する。
 ただし、本学ですでに単位を修得した授業科目及び単位認定を受けた授業科目について、重ねて単位認定は行わない。
- 2 日本語は外国人留学生に限る。

2018 年度入学生までの

英語以外の外国語の語学研修に係る学修の単位認定に関する要項

制定 平成 17 年 2 月 17 日専門教育委員会

改正 平成 21 年 2 月 17 日教務協議会

改正 平成 31 年 2 月 20 日教務協議会

(趣旨)

第 1 条 この要項は、英語以外の外国語の語学研修に係る学修の単位認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(単位を認定する外国語の語学研修)

第 2 条 本学における授業科目の履修とみなし、単位を認定する研修は、次のとおりとする。

- 一 当該言語圏の信頼すべき機関が開設する授業時数 20 時間以上の外国語講座
- 二 当該言語圏の信頼すべき機関が開設する授業時数 20 時間以上の文化講座

(単位を認定する授業科目及び単位数等)

第 3 条 当該研修を修了した学生は、申請により、単位認定を受けることができる。

- 2 前項により与えることのできる単位のうち中級又は上級 4 単位を限度として卒業に必要な単位に含めることができる。
- 3 単位は、福島大学単位認定規程(平成 17 年 2 月 17 日制定)に基づき、「N」で評価する。

(単位認定の申請期間)

第 4 条 単位の認定を申請する者は、所定の単位認定願に講座実施機関発行の修了書またはそれに代わるものを添えて次の期日までに提出しなければならない。

- 一 申請時期が前期 9 月 20 日より 1 週間(20 日が土・日・祝日の場合はその翌日とする)
- 二 申請時期が後期 3 月 20 日より 1 週間(20 日が土・日・祝日の場合はその翌日とする)

(単位の認定方法)

第 5 条 本学の各外国語責任教員は、次に掲げる条件を満たす場合において、単位を認定する。

- 一 事前指導を受けていること
- 二 当該外国語初級の単位を修得後に行った研修であること、又は当該外国語初級を履修中、正規試験期間終了後に行った研修であること。ただし、後者の場合、当該学期に初級の単位を修得しなければならない。
- 三 出発以前に所定の計画書を責任教員に提出し、承認を得ていること
- 四 研修終了後、レポートを提出し、当該言語の責任教員の指導を受けていること

(単位の通知)

第 6 条 単位の認定結果は、成績通知書により通知する。

附 則

この要項は、平成 17 年 4 月 1 日から施行し、平成 17 年度の入学に係る者から適用する。

附 則

この要項は、平成 2 1 年 2 月 1 7 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

簿記に係る技能審査の単位認定に関する要項

制定 平成17年4月 6日
改正 平成19年3月22日
平成19年9月27日
平成23年3月 9日
現代教養コース運営委員会

(趣旨)

第1条 この要項は、福島大学学則（以下「学則」という。）第13条の6第3項及び第13条の7第4項の規定に基づき、簿記に係る技能審査の単位認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(単位を認定する技能審査)

第2条 本コースにおける授業科目の履修とみなし、単位を認定する技能審査は、日本商工会議所簿記検定試験（1級又は2級）とする。

(単位を認定する授業科目及び単位数等)

- 第3条 当該試験に合格した学生は、申請により、単位認定を受けることができる。
- 前項により与えることのできる単位は、現代教養科目「簿記原理」2単位とする。
 - 前2項により与えることのできる単位数は、学則第13条の5第1項及び第2項並びに同第13条の7第1項及び第2項の規定により本学において修得したものとみなすことのできる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
 - 単位は、福島大学単位認定規程（平成17年2月17日制定）に基づき、「N」で評価する。

(単位認定の申請期間)

第4条 単位の認定を申請する者は、所定の単位認定願に日本商工会議所発行の合格証書を添えて、所定の期間に教務担当窓口提出しなければならない。

(単位の認定方法)

第5条 単位の認定可否は、現代教養コース運営委員会が判定する。なお、検定試験合格をもって単位認定の要件とする。

(単位の通知)

第6条 単位の認定結果は、成績通知書により通知する。

附 則

この要項は、平成17年4月6日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成19年10月1日から施行する。

(5) 福島大学人文社会学群夜間主コース卒業研究取扱要項

1. 卒業研究（以下「卒研」という。）は、専門演習4単位を修得していなければ、それを提出し審査を受けることができません。形式は、論文形式を原則とします。
2. 卒研を提出しようとする者は、卒業する年度の4月に履修登録をしなければなりません。履修登録の時期は、学習案内への掲載及び掲示によって指示します。
3. 卒研の作成にあたっては、卒業研究指導教員（以下「卒研指導教員」という。）の指導を受けなければなりません。卒研指導教員は原則として専門演習担当教員としますが、専門演習担当教員と卒研指導教員が異なる場合は、履修登録時に当該教員の「卒業研究指導承諾書」を提出しなければ指導は受けられません。
なお、専門演習8単位を修得したうえで、5年次以降に卒業研究を行う場合において、専門演習担当教員に引き続いて卒業研究指導を依頼する時も、同様に「卒業研究指導承諾書」を提出しなければ指導は受けられません。
4. 卒研は卒業する年度の1月31日（土曜日のときは翌々日、日曜日のときは翌日）までに提出しなければなりません。9月卒業予定の場合は、8月31日（土曜日のときは翌々日、日曜日のときは翌日）までに提出しなければなりません（締め切り厳守のこと）。
5. 卒研の審査に合格しなければ卒業することができません。卒研の成績はA・B・C・Dを合格とします。卒研の審査は、卒研指導教員が行います。

その他

- (1) 卒業研究には、共同研究も含まれますが、これにあたっては、卒研指導教員の指示を受けてください。
- (2) その他、卒業研究に関する諸連絡は、掲示によって指示しますので注意してください。
- (3) 学習案内の表記も参照してください。

(6) 福島大学人文社会学群夜間主コース長期履修学生に関する取扱規則

(趣旨)

第1条 この規則は、福島大学学則第13条の8の規定に基づき福島大学人文社会学群に置かれる各学類の夜間主コース学生の長期履修に関し必要な事項を定める。

(資格)

第2条 本学に、長期履修学生として申請することができる者は、職業等を有する者とする。

(申請手続)

第3条 長期履修学生を希望する者は、長期履修開始前年度の所定の期日までに、次の各号に掲げる書類を添え、現代教養コース運営委員会委員長（以下「委員長」という。）に願出しなければならない。

- 一 長期履修学生申請書（別紙様式1）
- 二 在職等証明書（別紙様式2-1、2-2）

2 3年次以降において、長期履修学生の新たな申請はできない。

(許可)

第4条 長期履修学生の可否については、現代教養コース運営委員会（以下「運営委員会」という。）で審査し、委員長が許可する。

(長期履修期間)

第5条 長期履修学生として、標準修業年限を超えて一定期間にわたり計画的に教育課程を履修することを認められる期間（以下「長期履修期間」という。）は年度単位とし、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 入学時から長期履修学生として認められた者 6年又は5年
- 二 2年次から長期履修学生として認められた者 5年又は4年

(延長及び短縮)

第6条 許可された長期履修期間の延長又は短縮を希望する者は、適用前年度の所定の期日までに、長期履修期間変更願（別紙様式3）を添え、委員長に願出しなければならない。

2 前項にかかる審査は、運営委員会で審査し、委員長が許可する。

3 第1項に定める延長又は短縮は1回限りとし、所属する教養演習、基礎演習又は専門

演習の指導教員の承認を得なければならない。ただし、教養演習、基礎演習、専門演習に所属していない場合は、この限りでない。

(資格の喪失)

第7条 長期履修学生としての資格を喪失した場合は、すみやかにその旨を委員長に申し出なければならない。

(在学年限)

第8条 長期履修を許可された学生の在学年限は、休学を許可された期間を除き、8年を超えることができない。

(改正)

第9条 この規則を改正しようとするときは、運営委員会で審議しなければならない。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、長期履修学生に関し必要な事項は、運営細則において定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度の入学に係る者から適用する。

(7) 福島大学人文社会学群夜間主コース長期履修学生に関する運営細則

(趣旨)

第1条 この細則は、福島大学人文社会学群夜間主コース長期履修学生に関する取扱規則（以下「取扱規則」という。）第10条の規定に基づき、長期履修学生に関する必要な事項を定める。

(職業等を有する者の範囲)

第2条 取扱規則第2条に規定する職業等を有する者の範囲は、次の各号のとおりとする。

- 一 定職（週20時間以上のパート・アルバイトをしている場合を含む）を有する者
- 二 主婦（夫）等として専門的に家事労働に従事している者
- 三 その他、現代教養コース運営委員会で認めた者

(履修登録)

第3条 長期履修学生の当該学期における履修登録総単位数の上限は、16単位とする。ただし、履修期間が入学時より5年間及び2年次から4年間と認められた学生の履修登録総単位数の上限は、20単位とする。

- 2 前項の履修登録総単位数に卒業研究は含まない。

(演習等)

第4条 長期履修期間中に卒業要件単位を超えて専門演習を履修する場合は、卒業研究演習に所属することになる。

- 2 卒業研究演習の修得単位は、自由選択領域にのみ計上できるものとする。
- 3 卒業研究の提出は、長期履修期間の最終学期とする。

(履修期間の延長及び短縮)

第5条 取扱規則第6条に規定する履修期間の延長及び短縮については、真に正当と認められる理由がある場合に限り許可する。

- 2 履修期間の延長又は短縮の申請は、在学中に1回とし、1年次終了時又は2年次終了時を原則とする。
- 3 履修期間の延長又は短縮が認められた後の学期ごとの履修登録総単位数の上限については、現代教養コース運営委員会が定める。

(補則)

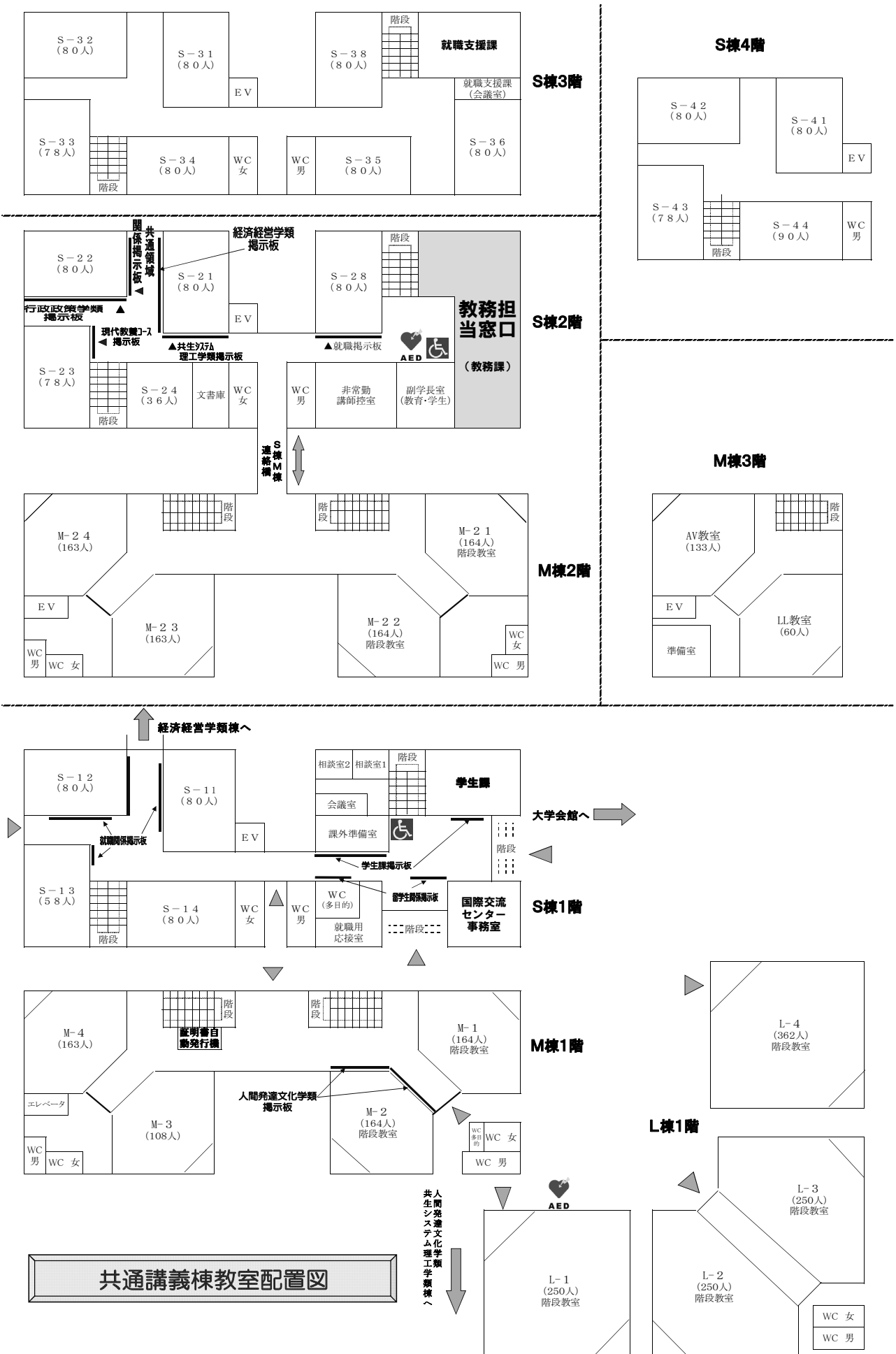
第6条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は現代教養コース運営委員会において定めるものとする。

附 則

この細則は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度の入学に係る者から適用する。

9. 資料

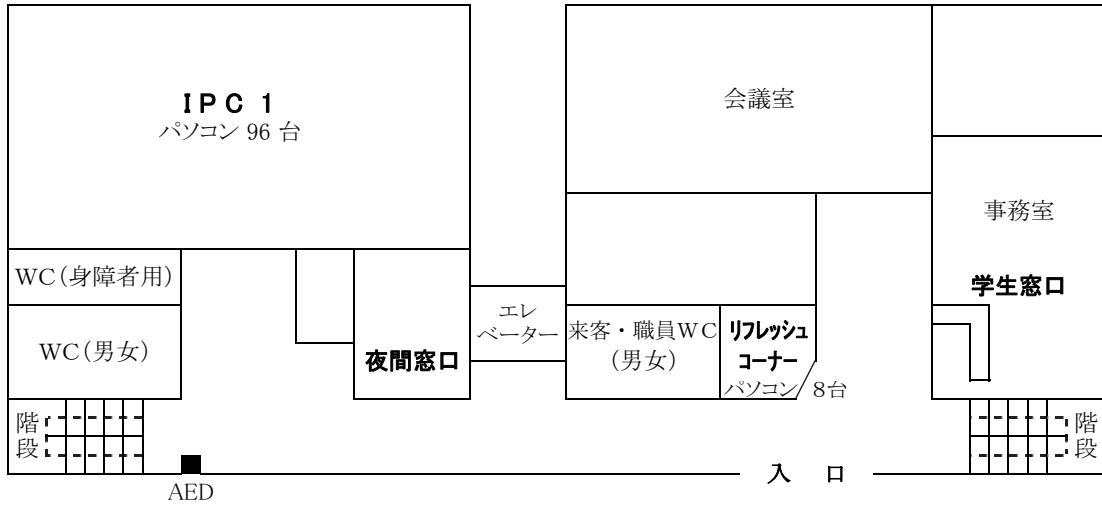
- (1) 教員電話番号表
- (2) 学内配置図
 - ・福島大学案内図
 - ・共通講義棟配置図・総合情報処理センター配置図
- (3) 科目一覧・時間割
 - ・科目一覧：自己デザイン領域科目（基本科目、キャリア創造科目）、共通領域科目（外国語科目、情報教育科目、健康・運動科目、現代教養科目）、専門領域科目（専門科目、基礎演習、専門演習、卒業研究）
 - ・Cap から除外される科目について
 - ・現代教養コースにおける「開放科目」の履修方法について
 - ・開放科目一覧（人間発達文化学類・行政政策学類・経済経営学類・共生システム理工学類）
 - ・「現代教養コース時間割」（別刷）



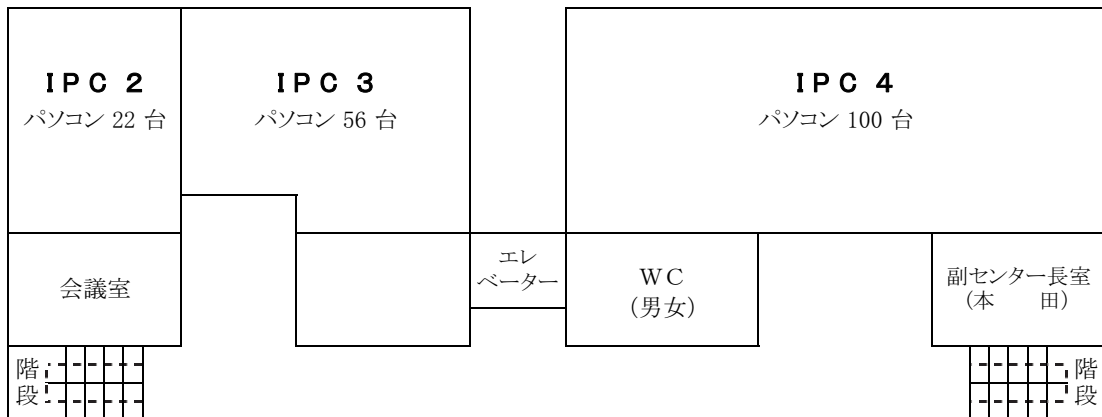
総合情報処理センター配置図

※各教室PC台数には教員用は含まない

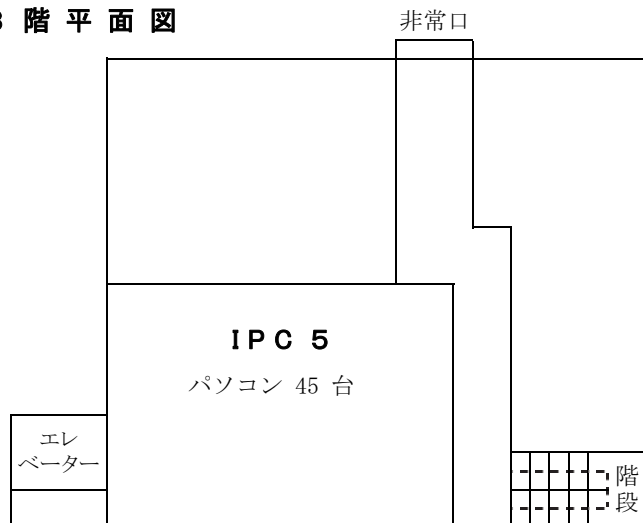
1 階 平 面 図



2 階 平 面 図



3 階 平 面 図



(3)科目一覧・時間割

自己デザイン領域科目

基本科目・キャリア創造科目

開講	科 目	担当教員	曜日	時限	標準履修年次	単位	教室	備考
前	教養演習Ⅰ	中村 洋介	火	7	1	2	S21	
前	教養演習Ⅰ	中川 伸二	火	7	1	2	S22	
前	教養演習Ⅰ	菊池 智裕	火	7	1	2	S23	
後	教養演習Ⅱ	中村 洋介	火	7	1	2	S21	
後	教養演習Ⅱ	中川 伸二	火	7	1	2	S22	
後	教養演習Ⅱ	菊池 智裕	火	7	1	2	S23	
前	キャリア形成論	五十嵐 敦	月	6	1	2	M24	

共通領域科目(現代教養科目は次頁参照)

外国語科目【英語】

開講	科 目	担当教員	曜日	時限	標準履修年次	単位	教室	備考
前	英語	照沼 かほる	水	7	1	1	S21	
前	英語(基礎)	高木 修一	水	7	1	1	S22	
前	英語	(非)長谷川 明子	金	6	1	1	S21	
前	英語(基礎)	福富 靖之	金	6	1	1	S22	
後	英語	照沼 かほる	水	7	1	1	S21	
後	英語(基礎)	川田 潤	水	7	1	1	S22	
後	英語	(非)長谷川 明子	金	6	1	1	S21	
後	英語(基礎)	福富 靖之	金	6	1	1	S22	

外国語科目【英語以外の外国語】

開講	科 目	担当教員	曜日	時限	標準履修年次	単位	教室	備考
前	ドイツ語初級Ⅰ	高橋 優	水	7	1	2	S23	
		グンスケフォンケルン. M	金	6	1		S23	
前	中国語初級Ⅰ	池澤 實芳	水	7	1	2	S24	
		(非)伊藤 由美	金	6	1		S24	
後	ドイツ語初級Ⅱ	高橋 優	水	7	1	2	S23	
		グンスケフォンケルン. M	金	6	1		S23	
後	中国語初級Ⅱ	池澤 實芳	水	7	1	2	S24	
		(非)伊藤 由美	金	6	1		S24	

情報教育科目

開講	科 目	担当教員	曜日	時限	標準履修年次	単位	教室	備考
前	情報処理Ⅰ	石川 友保	金	7	1	2	IPC4	

健康・運動科目

開講	科 目	担当教員	曜日	時限	標準履修年次	単位	教室	備考
前	健康・運動科学実習Ⅰ (ソフトバレーボール)	小川 宏	水	6	1	1	S21	
前	健康・運動科学実習Ⅰ (ゴルフ)	川本 和久	水	6	1	1	S22	
後	健康・運動科学実習Ⅱ (バスケットボール)	杉浦 弘一	水	6	1	1	S21	
後	健康・運動科学実習Ⅱ (バドミントン)	蓮沼 哲哉	水	6	1	1	S22	

※(非):非常勤講師

現代教養科目

区分	授業科目名	単位数	履修年次	平成30年度担当教員名 及び開講学期区分等	モデル専門科目へ計上可能科目			
					ル文化 教養モ デル	法 政策 モ デル	共 生 モ デ ル テ ィ	コ ミ ュ ニ テ ィ モ デ ル ネ ス 探 究
人間 と 文化	1 現代文化論	2	1～4	後 村上 雄一 他	*	*	*	
	2 現代社会論	2	1～4	前 高橋 準	*	*	*	
	3 人間の発達	2	1～4	後 原野 明子 他	*			*
	4 現代青年と社会	2	1～4	後 杉田 政夫 他	*			*
	5 社会と人間	2	1～4	前 小松 賢司 他	*			
	6 ことばをとらえる	2	1～4	後 高田 英和 他	*			
	7 総合芸術論	2	1～4	前 加藤 奈保子 他	*			
	8 スポーツと文化	2	1～4	前 小川 宏 他	*	*	*	
社会 と 歴史	9 モダンエコノミクス入門	2	1～4	後 佐藤 寿博	*			*
	10 政治経済学入門	2	1～4	前 後藤 康夫	*	*	*	*
	11 経済データの見方・読み方	2	1～4	前 井上 健	*	*	*	*
	12 データで見る日本経済	2	1～4	後 大川 裕嗣				*
	13 経営学入門	2	1～4	後 岩井 秀樹				*
	14 企業と簿記会計	2	1～4	前 貴田岡 信				*
	15 簿記原理	2	1～4	後 貴田岡 信				*
	16 社会科学の基礎 I	2	1～4	後 川端 浩平	*	*	*	*
	17 社会科学の基礎 II	2	1～4	後 (非)五十嵐 彰		*	*	
	18 政治学の基礎	2	1～4	前 中川 伸二		*	*	*
	19 現代政治論	2	1～4	後 黒崎 輝		*	*	
20 現代法学論 I	2	1～4	後 福島 雄一		*	*	*	
21 現代法学論 II	2	1～4	欠講		*	*	*	
自然 と 技術	22 科学・技術史	2	1～4	後 (非)布宮 拓	*	*	*	*
	23 科学・技術概論	2	1～4	欠講	*	*	*	*
	24 人間・産業・環境と科学	2	1～4	前 董 彦文 他	*			
	25 文化と環境	2	1～4	後 中村 洋介 他	*			

備考

1. 現代教養科目は毎年開講である。(一部欠講科目あり。)
2. 要卒を超えて修得した「*」印科目は、所属するモデルのモデル専門科目の単位に計上することができる。

※(非):非常勤講師

専門領域科目

専門科目

(モデル専門科目)

※次年度の開講予定については、担当者変更等により変わる場合があります。

※(非):非常勤講師

授業科目名	単位数	履修年次	平成30年度担当教員名及び開講学期区分等	平成31年度開講予定	ル文化 教養モ デ	法 政策 モ デ ル	共 生 モ デ ル イ テ	コ ミ ュ ニ テ イ	モ ビ ジ ル ス 探 究	目 へ 現 代 教 養 科 目 計 上 可 能 科 目
26	2	2~4	後 佐藤 英司	欠講		○		○		
27	2	2~4	欠講	開講		○		○		
28	2	2~4	後 十河 利明	欠講	○	○	○	○		※社
29	2	2~4	欠講	開講	○	○	○	○		※社
30	2	2~4	欠講	開講	○	○	○	○		※社
31	2	2~4	欠講	開講	○	○	○	○		※社
32	2	2~4	前 伊 卿烈	欠講			○	○		
33	2	2~4	欠講	開講			○	○		
34	2	2~4	欠講	開講				○		
35	2	2~4	前 平野 智久	欠講				○		
36	2	2~4	欠講	欠講				○		
37	2	2~4	欠講	開講				○		
38	2	2~4	前 (非) 松本 喜一	欠講	○	○	○	○		※社
39	2	2~4	後 (非) 前川 直哉	欠講	○	○	○	○		※社
40	2	2~4	欠講	開講		○	○			※社
41	2	2~4	欠講	開講	○		○			※社
42	2	2~4	欠講	開講	○		○			
43	2	2~4	欠講	開講		○	○	○		
44	2	2~4	欠講	開講		○	○	○		
45	2	2~4	前 阪本 尚文	欠講		○	○	○		※社
46	2	2~4	欠講	開講		○				
47	2	2~4	前 山崎 暁彦	欠講		○		○		※社
48	2	2~4	欠講	開講		○				
49	2	2~4	欠講	開講		○				
50	2	2~4	前 新村 繁文	欠講		○				※社
51	2	2~4	後 福島 雄一	欠講		○		○		※社
52	2	2~4	欠講	開講		○		○		
53	2	2~4	後 上床 悠	欠講		○				
54	2	2~4	欠講	開講		○				
55	2	2~4	前 垣見 隆禎	欠講		○	○			
56	2	2~4	欠講	開講		○	○			
57	2	2~4	欠講	開講		○		○		
58	2	2~4	欠講	開講		○				
59	2	2~4	後 (非) 佐藤 貴洋	欠講		○				
60	2	2~4	欠講	開講		○	○			
61	2	2~4	前 長谷川 珠子	欠講		○	○			
62	2	2~4	欠講	欠講		○		○		
63	2	2~4	前 塩谷 弘康	欠講		○	○			

専門科目(つづき)

授業科目名	単位数	履修年次	平成30年度担当教員名 及び開講学期区分等	平成31年度 開講予定	ル文化 教養モ デ	法 政策 モ デ ル	共 生 モ デ ル	コ ミ ュ ニ テ ィ	ビ ジ ネ ス 探 究 モ デ ル	目へ現 計上代 上可教 能養科 科目目
64 現代の家族・家庭	2	2~4	前 飛田 操 他	欠講	○		○			※人
65 子どもの生活と社会	2	2~4	欠講	開講	○		○			
66 学びと文化	2	2~4	欠講	欠講	○		○			
67 子育てと文化	2	2~4	欠講	開講	○		○			
68 生活の科学	2	2~4	前 中村 恵子 他	欠講	○		○			※人
69 国際理解	2	2~4	欠講	開講	○		○	○		※人
70 地域文化の探究	2	2~4	前 初澤 敏夫 他	欠講	○		○	○		※人
71 科学と人間	2	2~4	欠講	開講	○			○		※自
72 数学入門	2	2~4	後 和田 正樹	欠講	○			○		※自
73 健康と運動	2	2~4	欠講	開講	○					
74 スポーツ競技の世界	2	2~4	後 川本 和久	欠講	○					
75 芸術表現の世界(音楽)	2	2~4	欠講	開講	○					
76 芸術表現の世界(美術)	2	2~4	後 渡邊 晃一 他	欠講	○					
77 自然科学入門	2	2~4	欠講	開講	○					※自
78 数理情報科学	2	2~4	前 笠井 博則 他	欠講	○			○		※自
79 人間支援システム概論	2	2~4	欠講	開講	○					
80 産業システム概論	2	2~4	後 佐藤 理夫 他	欠講	○			○		
81 環境システム概論	2	2~4	欠講	開講	○		○	○		※自
82 共生のシステム	2	2~4	後 岡沼 信一 他	欠講	○		○	○		※自
83 自然科学教育	2	2~4	欠講	開講	○					

備考

1. 「○」印は、所属モデルの専門科目に計上する科目である。
2. 専門科目及び自由選択領域の要卒を超えて修得した「※」印科目は、現代教養科目の要卒単位が不足している場合に限り、現代教養科目の単位に計上することができる。
3. ※印科目の現代教養科目への計上分野は、「※人」は「人間と文化」、「※社」は「社会と歴史」、「※自」は「自然と技術」とする。

基礎演習 ※前期と後期の両方を履修するようにしてください。

モデル名	授業科目	単位数	履修年次	平成30年度担当教員名				備考
				前期	住吉 チカ	後期	川本 和久	
文化教養モデル	基礎演習	2	2	前期	住吉 チカ	後期	川本 和久	
法政策モデル	基礎演習	2	2	前期	中里 真	後期	中里 真	
コミュニティ共生モデル	基礎演習	2	2	前期	久我 和巳	後期	久我 和巳	
ビジネス探究モデル	基礎演習	2	2	前期	岩本 吉弘	後期	岩本 吉弘	

専門演習 ※前期と後期の両方を履修するようにしてください。

モデル名	授業科目	単位数	履修年次	平成30年度担当教員名				備考
				前期	横島 浩 佐藤 佐敏 鶴巻 正子 原野 明子 半沢 康 飯嶋 良太 中村 恵子 渡邊 晃一 杉浦 弘一	後期	横島 浩 佐藤 佐敏 鶴巻 正子 原野 明子 半沢 康 飯嶋 良太 中村 恵子 渡邊 晃一 杉浦 弘一	
文化教養モデル	専門演習	2	3	前期	横島 浩 佐藤 佐敏 鶴巻 正子 原野 明子 半沢 康 飯嶋 良太 中村 恵子 渡邊 晃一 杉浦 弘一	後期	横島 浩 佐藤 佐敏 鶴巻 正子 原野 明子 半沢 康 飯嶋 良太 中村 恵子 渡邊 晃一 杉浦 弘一	
文化教養モデル	専門演習	2	4	前期	鍵和田 賢 水澤 玲子 松下 行則 住吉 チカ 佐藤 元樹 金谷 昌治 蓮沼 哲哉 安田 俊広 和田 正樹	後期	鍵和田 賢 水澤 玲子 松下 行則 住吉 チカ 佐藤 元樹 金谷 昌治 蓮沼 哲哉 安田 俊広 和田 正樹	
法政策モデル	専門演習	2	3・4	前期	高橋 有紀	後期	高橋 有紀	
法政策モデル	専門演習	2	3・4	前期	富田 哲	後期	富田 哲	
コミュニティ共生モデル	専門演習	2	3・4	前期	照沼 かほる	後期	照沼 かほる	
コミュニティ共生モデル	専門演習	2	3・4	前期	西田 奈保子	後期	西田 奈保子	
ビジネス探究モデル	専門演習	2	3・4	前期	藤原 一哉	後期	藤原 一哉	
ビジネス探究モデル	専門演習	2	3・4	前期	貴田岡 信	後期	貴田岡 信	

卒業研究 ※最終学年の前期に登録するようにしてください。

モデル名	授業科目	単位数	履修年次	平成30年度担当教員名	備考
文化教養モデル	卒業研究	4	4	鍵和田 賢 水澤 玲子 松下 行則 住吉 チカ 佐藤 元樹 金谷 昌治 蓮沼 哲哉 安田 俊広 和田 正樹	
法政策モデル	卒業研究	4	4	高橋 有紀	
法政策モデル	卒業研究	4	4	富田 哲	
コミュニティ共生モデル	卒業研究	4	4	照沼 かほる	
コミュニティ共生モデル	卒業研究	4	4	西田 奈保子	
ビジネス探究モデル	卒業研究	4	4	藤原 一哉	
ビジネス探究モデル	卒業研究	4	4	貴田岡 信	

Capから除外される科目について

1. 全てのモデルに共通するCap除外科目

本学では、単位取得に必要な予習・復習の時間を確保するため、各セメスターの履修可能な単位数に上限を設定しています。これを「Cap(キャップ)制度」といいます。

集中講義科目、外部検定試験や海外語学研修、単位互換科目など、学外での学修が単位として認定される科目、自己学習プログラムはCapから除外されます。

2. 法政策・コミュニティ共生モデルの方

現代教養コースの法政策およびコミュニティ共生モデル所属の学生で、資格の取得のためまたは教員の教学上の指導により、受講を申請する者は、所定の手続きを経て、行政政策学類開講の開放除外科目の受講を認められることもあります。

また、現代教養コースの法政策モデルおよびコミュニティ共生モデルの学生でグレードアップ特修プログラムに基づく履修を希望する者は、その旨を申請し、該当科目を受講することができます。

なお、科目名は、平成27(2015)年度以降入学者(2015カリ)に対応しています。平成26(2014)年度以前入学者は、行政政策学類掲示の平成26年度以前入学者(旧カリ)生向け「新・旧カリ対応表」で科目名称を確認してください。

行政政策学類開放除外科目一覧

科目名	履修年次	単 位	現代 教養 受講可	資格関連・他	特 修 プ ロ グ ラ ム	現代 教 養 C a p 外	自由 領 域 に 計 上
現代政治論Ⅰ/Ⅱ	1	計4	○			○	○
社会福祉課題研究Ⅰ/Ⅱ	3	計4	○	社会福祉主事		○	○
古文書講読Ⅰ/Ⅱ	3	計4	○	学芸員			○
考古学実習	3	2	○	学芸員		○	○
古文書学実習	3	2	○	学芸員		○	○
博物館実習	3	3	○	学芸員:必修		○	○
社会教育課題研究Ⅰ/Ⅱ	3	計4	○	社会教育主事:準必修		○	○
外部資格試験	1	4	○		英語	○	○
短期語学研修	1	2	○		英語	○	○
国際交流協定に基づく海外留学	2	1・2	○		英語	○	○
国際交流研修Ⅰ～Ⅷ	1	計4	○		英語	○	○
外書講読(英)Ⅰ/Ⅱ	3	計4	○		英語		○
外書講読(非英)Ⅰ/Ⅱ	3	計4	○	教学上の必要性			○
中国語コミュニケーション	3	計4	○	教学上の必要性			○
演習Ⅰ/Ⅱ/Ⅲ/Ⅳ	3・4	計8	○	演習(3年次選択)			○
卒業研究	4	4	○	卒業研究(4年次選択)			○
専攻入門科目	2	計4	×	(必ず基礎演習を受講)			○

※「行政政策学類開放除外科目」の詳細については、年度当初に開催される「資格取得ガイダンス」で説明があります。

※上記の表の他、資格取得のために受講する科目で、Capから除外されるものに、「人間と教育」があります。

現代教養コースにおける「開放科目」の履修方法について

1. 「開放科目」とは

「開放科目」とは、昼間コースにおいては他学類の専門科目で一定の手続きの上、履修可能な科目をさしますが、通常、現代教養コースにおいては、昼間コースの専門科目のうち、一定の手続きの上、履修可能であるとした科目をさします。

2. 「開放科目」の履修方法について

開放科目を履修するには、通常科目と同様に、ライブキャンパスより履修登録を行ってください。

【昼間に開講される開放科目の受講手続き】

「学習案内」で『開放科目一覧』を確認する

履修登録期間に LiveCampus で希望する科目を登録する

【受講が認められた場合】
そのまま受講可能

【受講が認められない場合】
教室の収容人数や履修上の諸条件により、場合によっては受講調整となり、LiveCampus より当該科目を削除します。

3. 「開放科目」の単位計上について

自分の所属するモデルに対応する学類の科目を「開放科目」として履修する場合、その単位は、「専門科目」として計上されますが、それ以外の科目は「自由選択領域」に計上されます。

「教職科目」は、資格取得のために、特に履修を認められた場合を除き、登録できません。また、「人・行・経・理」の表示は、昼間コースでの共通開講を示すもので、現代教養コースにはあてはまりません。

毎週開講する場合の他、「集中講義」（一定期間に連続して開講する授業形態）の場合もありますので、掲示される集中講義日程にて、受講可能かどうか確認の上、ライブキャンパスにて履修登録してください。日程の掲示が後日となる場合も、とりあえず履修登録期間内に登録しておくようにしてください。

4. 「開放科目」の履修上の注意点

受講に際しては、以下の点に注意してください。

- ① 「開放科目」を履修できるのは、2年次生以上です。
- ② 「開放科目」の履修セメスターに到達していない学生は、当該科目を履修することはできないので注意しましょう。（例えば、履修セメスターが「5」と設定されている科目の場合は、4セメスター以下の学生は履修することができません。）
- ③ 希望する科目が、「開放科目」として受講が認められている科目かどうか、よく確認したうえで登録してください。
- ④ 上記①～③をはじめとする、「開放科目」を受講する上でのルールが守られずに履修登録がなされた場合は、履修を取り消すことがあります。注意してください。
- ⑤ 現代教養コース学生が要卒単位に計上できる昼間開講科目の上限は、他大学等における授業科目の単位を含めて60単位まで（編入・学士入学生の場合は24単位まで）と制限されています。従って、予習復習などの学習時間の確保を含め、よく考えて、あくまでも現代教養コース開講科目を主に履修計画を組み立てるようにしてください。
- ⑥ 「開放科目」のうち、法学関連科目のほとんどは、現代教養コースにおけるモデル専門科目とほぼ対応する形で開講されています（別表参照）。法学関連科目については、現代教養コース開講科目を主体として履修計画を組み立てるようにしてください。学類の授業は、科目によっては、導入時の学習内容が現代教養コースの授業と重複したり、一定の法学の知識を当初から前提として授業を進めることとなります。法学関連の「開放科目」の受講を検討している場合は、あらかじめアドバイザー教員か、モデル専門科目の授業担当者に相談することをお勧めします。
- ⑦ 行政政策学類開講科目の授業科目名は、平成27（2015）年度以降入学者（2015カリ）に対応しています。平成26（2014）年度以前入学者は、行政政策学類掲示の平成26年度以前入学者（旧カリ）生向け「新・旧カリ対応表」で授業科目名を確認してください。

別表 法学関連のモデル選択科目と行政政策学類「開放科目」の対応表

現代教養コース開講科目		行政政策学類開講科目	
授業科目名	単位数	授業科目名	単位数
現代憲法Ⅰ	2	憲法(人権)Ⅰ/Ⅱ	2/2
現代憲法Ⅱ	2	憲法(統治)Ⅰ/Ⅱ	2/2
民法入門	2	なし	—
財産取引と民法	2	なし	—
日常生活と民法	2	民法(家族)/民法(相続)	2/2
犯罪と刑罰	2	刑法Ⅰ/Ⅱ	2/2
企業組織と法	2	商法Ⅰ	2
企業取引と法	2	商法Ⅱ	2
行政と法Ⅰ	2	行政法(総論Ⅰ/Ⅱ)	2/2
行政と法Ⅱ	2	行政法(救済法Ⅰ/Ⅱ)	2/2
住民自治と法	2	地方自治法Ⅰ/Ⅱ	2/2
環境と法	2	環境法	2
国際関係法	2	国際法Ⅰ/Ⅱ	2/2
裁判と法Ⅰ	2	刑事裁判法Ⅰ/Ⅱ	2/2
裁判と法Ⅱ	2	民事裁判法Ⅰ/Ⅱ	2/2
労働と法	2	労働法Ⅰ/Ⅱ	2/2
社会保障と法	2	社会保障法	2
産業経済法	2	経済法	2
社会と法	2	法社会学	2/2

《人間発達文化学類 開放科目一覧》

※備考欄について

・「人」、「行」、「経」、「理」はそれぞれの学類との共通開講科目。

科目名称	履修 セメスター		単位	備考
	H26年度 以降 入学者	H25年度 以前 入学者		
教材開発研究	5~	5~	2	
授業実践研究	4~	6~	2	
授業臨床論Ⅰ	5~	5~	2	
授業臨床論Ⅱ	5~	5~	2	
授業臨床論Ⅲ	6~	6~	2	
子どもとことば	3~	3~	2	
生活の中の数と図形	3or4~	3or4~	2	
子どもを取り巻く社会	4~	4~	2	
子どもの生活と遊び	6~	6~	2	
子どもの造形活動	3or4~	3or4~	2	
生活の科学	3~	3~	2	
総合的な学習の研究	4~	6~	2	
知覚心理学	3~	3~	2	
職業心理学	4~	4~	2	
発達臨床心理学	5~	5~	2	理
認知臨床心理学	5~	5~	2	
中高年の心理学	5~	5~	2	
精神医学	5~	5~	2	
人格心理学	5~	5~	2	
家族支援論	5~	5~	2	
非行臨床論	5~	5~	2	
子どもの歴史	4~	4~	2	
外国の教育	3~	3~	2	
子ども社会と学校	3~	3~	2	
学校の運営	4~	4~	2	
子どもの人権	3~	3~	2	
子どもと学習活動	4~	4~	2	
人間関係の心理学	3~	3~	2	行・理
授業分析法	4~	4~	2	
学校の制度	3~	3~	2	
教育の歴史	4~	4~	2	
教育評価論	3~	3~	2	
児童期の発達心理学	3~	3~	2	
知的障害者の心理・生理・病理	1~	1~	2	
児童福祉概論	6~	6~	2	行
特別支援教育概論	1~	1~	2	
知的障害者教育課程論	3~	3~	2	
病弱者の生理・病理・心理	3~	3~	2	
病弱児・健康障害児の教育	3~	3~	2	
肢体不自由者教育概論	4~	4~	2	
重複障害・軽度発達障害教育総論	4~	4~	2	
知的障害者教育指導法	5~	5~	2	
幼児発達心理学	1~	1~	2	
子どもの文学	3~	3~	2	
幼児臨床心理学	5~	5~	2	
「子育て共同」論	4~	4~	2	
言葉の発達と保育	4~	4~	2	
保育カリキュラム論	6~	6~	2	
家庭教育論	5~	5~	2	
ことばをとらえる		3~	2	
日本語学概論	3~	3~	2	
日本語の構造	4~	4~	2	
日本語の変異	4~	4~	2	
日本語の歴史	5~	5~	2	
日本語教育学概論	3~	3~	2	
日本文学概論	1~	3~	2	
伝統言語文化論	5~	5~	2	
近代文学史	2~	2~	2	
日中比較文学	5~	5~	2	
古代・中世文学史	3~	3~	2	
中国古典学概論	1~	3~	2	
中国文化論	5~	5~	2	
アジア言語文化論Ⅰ	3~		2	
アジア言語文化論Ⅱ	3~		2	
文字文化論		5~	2	
イスラム文化論		5~	2	
異文化理解	3~	3~	2	
日本文学特講Ⅰ	5~	5~	2	
日本文学特講Ⅱ	5~	5~	2	
日本文学特講Ⅲ	5~	5~	2	
中国文化特講	6~	6~	2	

科目名称	履修 セメスター		単位	備考
	H26年度 以降 入学者	H25年度 以前 入学者		
書道	6~	6~	2	
英語教材研究	4~		2	
英語科教材研究		6~	2	
英語語彙論	4~	6~	2	
英文法	1~	3~	2	
英語史	3~	3~	2	
英語音声学	1~	1~	2	
英語学概論	3~	3~	2	
英詩の韻律	1~	3~	2	
英文学史	1~	3~	2	
米文学史	1~	3~	2	
初期近代英米文学	4~	4~	2	
ヨーロッパ言語文化論	1~	3~	2	
日欧文化交流史	2~	4~	2	
日欧比較文学論	3~	3~	2	
英語意味論	4~	6~	2	
英語構造論	4~	6~	2	
近代英米文学	2~	4~	2	
現代英米文学	2~	4~	2	
ドイツ語圏の言語と文化	4~	4~	2	
地図と地理情報	4~	4~	2	
文化と社会の地理学	3~	3~	2	
地域文化の総合研究	4~	4~	2	
産業社会文化論	3~	3~	2	行
科学理解の哲学	3~	3~	2	
日本古代中世社会史	3or4~	3or4~	2	
日本近世社会史	3or4~	3or4~	2	
日本近代社会史	3or4~	3or4~	2	
東洋古代・中世社会史	3or4~	3or4~	2	
東洋近世社会史	3or4~	3or4~	2	
東洋近現代社会史	3or4~	3or4~	2	
ヨーロッパ古代・中世史	3or4~	3or4~	2	
ヨーロッパ近世・近代史	3or4~	3or4~	2	
ヨーロッパ近・現代史	3or4~	3or4~	2	
地理学概説	3~	3~	2	
産業と経済、地域振興の地理学	4~	4~	2	行
都市とまちづくりの地理学	3~	3~	2	行
自然災害と人間	4~	4~	2	
気候環境と人間	4~	4~	2	
復興教育学	2~	2~	2	
復興教材づくり論	4~	4~	2	
復興のための授業方法論	5~	5~	2	
特別支援教育と学校防災	1~	1~	2	
現代アートマネジメント	2~	2~	2	
未来創造教育論	2~	2~	2	
政治学概説	3~	3~	2	
社会学概説	1~	3~	2	
現代日本の政治	4~	4~	2	行
現代社会と文化	1~	3~	2	
現代日本経済論Ⅰ	3~	3~	2	
現代日本経済論Ⅱ	4~	4~	2	
政治思想史	4~	4~	2	
経済学概説	2~	4~	2	
現代社会と地域計画	2~	4~	2	行
現代社会とコミュニティ	2~	4~	2	
現代の地域経済	1~	3~	2	
社会思想史	5~	5~	2	
自然と人間の哲学	3~	3~	2	
知識の哲学	3~	3~	2	
戦争と平和の倫理学	2~	4~	2	
科学技術と環境の倫理学	2~	4~	2	行
食と健康	1~	3~	2	
家族と家庭	3~	3~	2	
食物学	4~	4~	2	
保育学	3~	3~	2	
暮らしと技術	4~	4~	2	
衣服デザイン実習	4~	4~	2	「衣服学及び実習」を受講済みであることが望ましい。
調理実習	4~	4~	2	「調理学及び基礎実習」を受講済みであることが望ましい。
衣服のデザインと機能	4~	4~	2	
栄養機能科学	5~	5~	2	
住環境学	5~	5~	2	

《人間発達文化学類 開放科目一覧》

※備考欄について

・「人」、「行」、「経」、「理」はそれぞれの学類との共通開講科目。

科目名称	履修 セメスター		単位	備考
	H26年度 以降 入学者	H25年度 以前 入学者		
食品加工学概論および実習	6~	6~	2	「調理学及び基礎実習」を受講済みであることが望ましい。
人間と衣服	5~	5~	2	
食生活をとりまく環境	2~	2~	2	
衣服学概論および実習	3~	3~	2	
住生活学	3~	3~	2	
生活経営学	4~	4~	2	
調理学及び基礎実習	3~	3~	2	
数学概論	1~	1~	2	
解析学Ⅰ	2~	2~	2	理
解析学Ⅱ	3~	3~	2	理
解析学Ⅲ	4~	4~	2	
解析学Ⅳ	5~	5~	2	
代数学Ⅱ	3~	3~	2	
代数学Ⅲ	4~	4~	2	
幾何学Ⅱ	4~	4~	2	
幾何学Ⅲ	4~	4~	2	
数をとらえる	3~	3~	2	
数理学コミュニケーションⅠ	3~		2	
曲線と曲面	3~	3~	2	
グラフ理論	3~	3~	2	
整数論	4~	4~	2	
微分方程式	5~	5~	2	
確率論・統計学	6~	6~	2	
複素関数論	6~	6~	2	
コンピュータ	5~	5~	2	
自然科学と数理Ⅰ		6~	2	
実践数理学	2~		2	
物理学入門Ⅰ	4~	4~	2	
生命環境の科学Ⅰ	5~	5~	2	
天体の数理学Ⅰ	5~	5~	2	
天体の数理学Ⅱ	4~	4~	2	
多様体の幾何学	4~	4~	2	
トポロジー	4~	4~	2	
体とガロア理論	5~	5~	2	
生命環境の科学Ⅱ	6~	6~	2	
物理学入門Ⅱ	5~	5~	2	
関数解析	6~	6~	2	
自然科学と数理Ⅱ		5~	2	
合奏	3~	3~	1	
作曲基礎Ⅰ	1~	1~	1	
作曲基礎Ⅱ	2~	2~	1	
指揮法基礎	5~	5~	1	
指揮法研究	6~	6~	1	
形式学基礎	3~	3~	2	
形式学研究	4~	4~	2	
音楽学概論	3~	3~	2	
音楽史Ⅰ	3~	3~	2	
音楽史Ⅱ	4~	4~	2	
対位法研究	3~	3~	2	
音楽美学	3~	3~	2	
合唱Ⅰ	3~	3~	1	
合唱Ⅱ	4~	4~	1	
コンピュータ・ミュージック	3~	3~	2	
ポピュラー音楽論	5~	5~	2	
映像メディア論	3~	3~	2	
彫刻理論	5~	5~	2	
鑑賞教育	5~	5~	2	
美術教育特講	7~	7~	2	
芸術と人間発達	3~	3~	2	
美術解剖学	4~	4~	2	
美術史Ⅰ	4~	4~	2	
美術史Ⅱ	5~	5~	2	
芸術学Ⅰ	5~	5~	2	
芸術学Ⅱ	6~	6~	2	
現代の美術	6~	6~	2	
芸術と環境	5~	5~	2	
解剖学	1~	1~	2	
学校保健（健康論）	3~	3~	2	
運動方法論	4~	4~	2	
衛生学及び公衆衛生学	4~	4~	2	
救急処置及び看護法	4~	4~	2	

科目名称	履修 セメスター		単位	備考
	H26年度 以降 入学者	H25年度 以前 入学者		
スポーツ栄養学	5~	5~	2	
障がい者とスポーツ	5~	5~	2	
スポーツ医学	3~	3~	2	
運動の学習と発達	3~	3~	2	
スポーツ心理学	3~	3~	2	行
スポーツと文化（体育原理）	3~	3~	2	
生涯スポーツ論	1~	3~	2	
スポーツ運動学（運動方法学を含む）	4~	4~	2	
運動・芸術療法	5~	5~	2	
スポーツ指導論	5~	5~	2	
メンタルマネジメント	5~	5~	2	
スポーツ文化史	4~	6~	2	
スポーツ政策論	6~	6~	2	行
サービス概論	5~	5~	2	
トレーニングマネジメント	6~	6~	2	
コーチング論	5~	5~	2	
アスレチックリハビリテーション	6~	6~	2	
人間発達と運動表現	6~	6~	2	
運動処方	5~	5~	2	
高齢者とスポーツ	5~	5~	2	
運動学習の心理	5~	5~	2	
社会福祉論	4~	4~	2	
生理学（運動生理学）	2~	2~	2	
日本の地域文化	2~	2~	2	

《共生システム理工学類 開放科目一覧》

※備考欄について

- ・「人」、「行」、「経」、「理」はそれぞれの学類との共通開講科目。
- ・「情報/特修」は情報教員免許取得希望者又は情報特修プログラム修得希望者のみ履修可能です。

科目名称	履修セメスター	単位	備考
アルゴリズムとデータ構造	4~	2	
意思決定論	4~	2	経
インキュベーションシステム	5~	2	経
衛生工学概論	3~	2	
エコロジカル経済学	3~	2	行・経
エネルギーシステム工学	5~	2	
応用解析学	5~	2	人
応用物性	4~	2	
界面物理化学	5~	2	
化学工学概論	4~	2	
化学結合論	5~	2	
化学Ⅰ(基礎化学)	1~	2	人
化学Ⅱ(物理化学)	2~	2	
学習心理学	4~	2	
確率統計学	3~	2	
環境計画論	3~	2	行
環境文化論	4~	2	
環境保全論	4~	2	
環境モデリング	5~	2	
環境モニタリング	3~	2	
機器分析	4~	2	
起業論	6~	2	
機構学	4~	2	
機能性材料概論	3~	2	
共生の科学	1~	2	
経営工学	3~	2	経
経営情報システム	7~	2	経(40名上限)・情報/特修
計算機システム論	3~	2	
材料及び固体の力学	3~	2	
材料工学概論	3~	2	
材料分析基礎	6~	2	
サウンドスケープ	5~	2	人・行
サプライチェーンマネジメント	4~	2	経
産業システム概論	2~	2	
産業構造論	4~	2	
資源循環論	6~	2	
システム生理学	4~	2	
循環型産業論	6~	2	
情報科学概論	3~	2	
人工知能と知識処理	6~	2	
心理学概論	3~	2	
情報システムの運用	4~	2	
情報システムの理解と構成	4~	2	
プログラミング基礎	2~	2	
プログラミング言語論	4~	2	行
分析化学概論	3~	2	
マルチメディアシステム論	5~	2	
水循環システム	5~	2	
水循環システム概論	3~	2	
無機化学概論	4~	2	
モデル構築論	6~	2	
有機化学概論	3~	2	
有機・高分子材料学	5~	2	
離散数学	3~	2	
流域管理計画論	6~	2	
流域管理計画概論	4~	2	
流体力学	5~	2	
量子力学	4~	2	
ロジスティクスシステム	5~	2	経(40名上限)・情報/特修
森林生態学	5~	2	
水質保全改善学概論	4~	2	
数理計画法	5~	2	経
生活環境論	4~	2	行
生産システム	5~	2	経
精神生理学	4~	2	
精神物理学	6~	2	
生態学概論	4~	2	

科目名称	履修セメスター	単位	備考
生態学入門	3~	2	
生物化学工学	4~	2	
生物学	1~	2	
生物学的心理学	7~	2	
生物資源開発	5~	2	
生物多様性概論	5~	2	
線形代数学	2~	2	人
ソフトウェア設計開発論	4~	2	
大気環境科学概論	3~	2	人
地域計画概論	3~	2	行
地域計画論	5~	2	
地域産業政策	5~	2	行
地下水益管理学概論	4~	2	
地球科学	1~	2	
知的財産権論	7~	2	
データベースシステム	4~	2	
デジタル信号処理	3~	2	
電子回路	4~	2	
土壌浄化学概論	4~	2	
統計力学	5~	2	人
人間工学	4~	2	
人間支援システム概論	2~	2	
認知心理学	4~	2	
熱と物質の移動現象論	5~	2	
ネットワークシステム	5~	2	
脳神経科学	3~	2	
ヒューマンインターフェイス	5~	2	
品質管理	6~	2	
物質変換化学	4~	2	
物理学Ⅰ(力学)	1~	2	人
物理学Ⅱ(電磁気学)	2~	2	人
物理学Ⅲ(熱力学)	3~	2	
形式言語とコンパイラ	5~	2	経(5名上限)・情報/特修
プログラミングⅠ	3~	1	情報/特修
プログラミングⅡ	4~	1	経(5名上限)・情報/特修
地質学概論	3~	2	行(30名上限)
情報社会と情報倫理	3~	2	情報/特修
情報と職業	5~	2	情報/特修
情報理論	6~	2	情報/特修

問い合わせ窓口一覧

		担当窓口
学生 関係 の 身 上	学生証の紛失, 破損	教務課 教務情報担当: TEL 024-548-4070
	休学, 退学, 改姓・改名, 転学類の手続きについて	教務課
教務 関係	学習案内の見方を確認したい, 授業について相談がある場合 (専門領域科目)	人間発達文化学類担当: TEL 024-548-8106 行政政策学類担当: TEL 024-548-8255 経済経営学類担当: TEL 024-548-8356 現代教養コース担当: TEL 024-548-4070 共生システム理工学類担当: TEL 024-548-8357
	試験について	
	教員免許状について	
	教育職員免許状取得見込証明書・英文の証明書等	
	COC(ふくしま未来学)について	
	ライブキャンパス(LC)について (学籍情報の登録や住所・電話番号の変更, 履修登録の方法等)	教務課 教務情報担当: TEL 024-548-4070
	学習案内の見方を確認したい, 授業について相談がある場合 (共通領域科目 & 自己デザイン領域)	教務課
	S棟・M棟・L棟の教室を借りたい場合	共通領域担当: TEL 024-548-8057
	教育実習, 介護等体験, 保育実習について	教務課
	インターンシップについて	実習担当: TEL 024-549-0061
科目等履修生, 研究生等について	教務課	
単位互換について	教務企画担当: TEL 024-548-8053	
福利 厚生 関係 ・ そ の 他	就職・進路(企業求人, 公務員・教員採用試験等)について相談がある場合	就職支援室 TEL 024-548-8108
	アルバイトに関すること	
	学内での忘れ物, 落とし物	学生課 TEL 024-548-8054
	サークル活動で施設を借りたい場合	
	奨学生及び奨学金について質問したい時	学生課
	入学金・授業料の免除・徴収猶予について	TEL 024-548-8060
	授業料の納入について	財務課 TEL 024-548-8015
	健康についての相談, 健康診断書が欲しい場合	保健管理センター TEL 024-548-8068
	相談したいことや悩み事がある場合 (学生生活はもちろん, 生活問題まで幅広く)	学生総合相談室 TEL 024-548-5156
教育研究災害傷害保険等について	福大生協 TEL 024-548-5141	
留 学 生 ・ 国 際 交 流 関 係	留学や国際交流活動について相談したい時	国際交流センター TEL 024-503-3066 024-503-3067
	外国人留学生在が生活全般や在留資格等について相談したい時	

※ 教務課はS棟2F, 就職支援室はS棟3F, 学生課・国際交流センターはS棟1F, 財務課は事務局棟2F, 保健管理センターは事務局棟裏, 学生総合相談室は学生会館2F, 福大生協は学生会館1Fにあります。



〒960-1296 福島市金谷川1番地

福島大学 教務課

TEL 024-548-4070

FAX 024-548-8224

入学年度	平成 年度 (年)
学籍番号	
氏 名	